

令和 5 年度第 3 回
神戸市都市計画審議会会議録

令和 6 年 2 月 5 日

令和5年度 第3回 神戸市都市計画審議会

1 日時 令和6年2月5日(月) 午後2時01分～午後5時13分

2 場所 神戸市役所28階第4委員会室

3 出席委員 (24人)

(1) 学識経験のある者

小谷通泰	嘉名光市
栗山尚子	西野百合子
畑中功輔	藤田一郎
八木景子	

(2) 市会議員

山下てんせい	植中雅子
岡田ゆうじ	大野陽平
三木しんじろう	川口まさる
岩谷しげなり	菅野吉記
堂下豊史	森本真
森田たき子	

(3) 国及び兵庫県 of 行政機関の職員

見坂茂範(代理 堤)
服部洋平(代理 松浦)
石田充(代理 堀江)

(4) 市民

田中裕介
田中洋子

(5) 臨時委員

上甫木昭春

4 議題

第1号議案 神戸国際港都建設計画駐車場の変更について(第28号王子駐車場)

第2号議案 神戸国際港都建設計画公園の変更について(5.5.1号王子公園)

第3号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について(王子公園地区地区計画)

第4号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について（北鈴蘭台駅西地区地区
計画）

○小島副局長

開会に先立ちまして、委員の皆様にお伝え申し上げます。本日は報道機関より当審議会の会議風景を撮影したい旨、申し入れがございました。神戸市都市計画審議会運営要綱では、会長が許可した場合に限り、撮影を認めておりますので、この申し入れにつきましてご検討をお願いいたします。

○小谷会長

ただいま事務局から説明がありました、報道機関からの撮影申し入れを許可するかどうかについてお諮りいたします。

議案審議に入るまでということですが、許可したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ご異議がないようですので、撮影を許可することといたします。

報道機関の方は撮影をしていただいて結構です。

(報道機関撮影)

1. 開会

○小谷会長

定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第3回神戸市都市計画審議会を開会いたします。

まず、事務局から定足数の確認をお願いいたします。

2. 定足数の確認

○小島副局長

それでは、定足数についてご報告をいたします。

神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議が成立することになってございます。委員の皆様につきましては、お手元の委員名簿をご参照ください。委員の総数は28名ですので、定足数は14名となります。本日は委員24名にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しております。以上です。

3. 会議録署名委員人の指名

○小谷会長

ありがとうございます。

本日の会議録署名委員ですが、嘉名委員と畑中委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4. 議案審議

○小谷会長

会議に先立ちまして、傍聴の皆様方にお伝えいたします。

受付で傍聴人の注意事項をお渡ししておりますが、会議の円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

報道機関の撮影はここで終了といたします。

本日は、次第に記載のとおり4件の議案を審議いたします。

まず、第1号議案から第3号議案は関連する案件ですので、一括して説明を受けたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○大和都市計画課長

事務局の都市計画課でございます。着座にて説明させていただきます。

第1号議案 神戸国際港都建設計画駐車場の変更（第28号王子駐車場）

第2号議案 神戸国際港都建設計画公園の変更（5.5.1号王子公園）

第3号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定（王子公園地区地区計画）

いずれも神戸市決定です。

以上の3議案は、王子公園の再整備に関連する案件のため、一括してご説明いたします。議案（計画図）の1ページと、併せて前面スクリーンをご覧ください。

こちらは位置図です。青色の実線で示す区域が第28号王子駐車場、緑色の実線で示す区域が5.5.1号王子公園、赤色で着色した部分が王子公園地区地区計画の区域を示しています。いずれも、阪急王子公園駅の北西に位置しています。

前面スクリーンは周辺の航空写真で、位置図と同様に、青色の実線で示す区域が第28号王子駐車場、緑色の実線で示す区域が5.5.1号王子公園、赤色で着色した部分が王子公園地区地区計画の区域を示しています。

続いて、上位計画での位置づけです。神戸市都市計画マスタープランでは、王子公園は、スポーツ・レクリエーションの場となる主な公園として、「憩いの拠点」に位置づけられ

ています。

公園に関する計画として、「神戸市緑の基本計画（グリーンコウベ21プラン）」では、都市公園の整備・緑地の保全・緑化の推進などに関して、緑の将来あるべき姿・目標・施策などを示しています。

王子公園など、まちのゾーンにあるシンボルとなる公園は、魅力向上に関する方向性を示しており、民間の持つ経営ノウハウを生かしながら、さらなる魅力向上と利用者へのサービスや利便性の向上を図ることとしています。

また、人口減少・超高齢化社会の進行や環境問題の顕在化など、社会情勢が大きく変化している中、社会情勢の変化に対応した公園の機能・魅力の再生に計画的に取り組むため、2021年3月に「大規模公園ビジョン」を策定しております。

この中では、これまでの「維持管理する資産」といった枠の中の発想から、「未来へ継承する資産」「柔軟に使いこなせる資産」「まちに開かれた資産」として再認識し、市民全体の利益につながるように大規模公園の価値のさらなる向上を図ることを基本的な考え方として掲げています。

各大規模公園においては、それぞれの公園施設の老朽化度合いや利用の状況、立地特性、周辺環境の変化等を総合的に勘案しながら、現状を踏まえた施策を選択していくことが示されており、王子公園については、リノベーション計画の検討・立案を進めることとしています。

王子公園は阪神間を代表するエリアにあり、若年定住・交流人口の増加や都市ブランドの向上を図り、持続可能な神戸の発展を実現するためには、その高いポテンシャルを生かすことが不可欠です。公園内の施設を適切に維持・更新し、将来世代に確実に継承するため、今ある施設をそのまま更新するのではなく、王子公園エリアの新たな価値を創出する必要があり、学術・文化拠点のシンボルとしての大学を誘致することとしています。

王子公園エリアは、これまでも文教エリアとして高いブランド力を築いており、誘致する大学の機能との相乗効果によって、さらなる公園の価値・魅力の向上を図る再整備をすることで、新たな交流機会の創出など地域のにぎわいづくり、地域商業などの活性化・経済効果などにより、周辺住民の生活の質の向上を図り、「市域全体への貢献」と「近隣地域への貢献」の両立を果たしていきます。

続いて、これまでの検討経緯と、都市計画の前提となる王子公園の再整備の全体像についてご説明します。

王子公園再整備については、2021年1月、市長定例会見において、王子公園の再整備と大学誘致を発表し、調査検討に着手しました。同年12月に「再整備基本方針（素案）」を公表して以来、市民や議会の意見を踏まえた案の見直しを行い、2022年9月に「再整備基本方針（修正素案）」を公表した上で、改めて市民の皆様のご意見を伺いながら、同年12月に「再整備基本方針」、「動物園リニューアル基本構想」を策定しました。その後、大

学公募を開始し、2023年6月に大学設置・運営事業の優先交渉権者を決定しました。また、9月には「再整備基本計画（素案）」を公表し、市民意見募集を行うとともに、10月には、再整備に関連する都市計画の説明会を実施しています。なお、説明会では、地区計画策定時の住民の参画に関するご意見や資料の閲覧に関するご意見をいただき、説明会の場で回答するとともに、その内容をホームページにも掲載しております。12月には、いただいたご意見・ご提案を踏まえ、「再整備基本計画（案）」を公表し、大学との基本協定を締結したところです。

基本方針では、誰もが憩い、くつろげる一般に開放された空間を拡大すること、ゾーンの物理的つながりと視覚的な広がり確保することを重視し、公園全体の一体感の醸成と回遊性の向上を図るとともに、多目的な広場をバランスよく配置し、誰もが使いやすい、より開放的な公園を目指したゾーニングを定めました。

また、五つの基本目標として、①新たな「原田の森」の創造、②学術・文化拠点のシンボルの創出、③王子動物園の魅力向上、④公園とスポーツ施設のリノベーションと魅力向上、⑤広域防災拠点の機能強化を掲げています。

基本目標の一つ目「新たな「原田の森」の創造」では、王子公園周辺が古くから「原田の森」と呼ばれ、自然豊かな環境と神戸を代表する美しい景観が育まれてきた歴史・財産を大切に守るとともに、新たな「原田の森」の創造を目指し、王子公園全体の魅力を向上させながら良好な景観の維持、向上を図ることとしています。

二つ目に「学術・文化拠点のシンボルの創出」として、「周辺エリアのポテンシャル」を生かし、「市が抱える課題」の解決に向け、「教育」「研究」「社会貢献」という3つの使命を果たし、王子公園周辺エリアの持つ歴史と文化を尊重する、地域そして世界に開かれた大学を誘致することとしています。

王子公園エリアは利便性が高いことに加え、文教エリアとして高いブランド力を築いており、大学の立地による相乗効果が期待できる大学誘致に最も適した地域であると考えています。例えば、動物園と連携した環境保全や生物多様性に関する学びの場の提供など、周辺の文教施設との連携によるさらなるエリア価値の向上や、都心部に近い駅前という交通至便な立地を生かした幅広いリカレント・リスキリング教育の機会の提供も期待でき、周辺地域のみならず神戸市全体にとって大きな利益をもたらせると考えています。また近年、大学が学生を確保しやすい大都市中心部への立地志向を高めていることを踏まえ、この場所だからこそ、競争力のある大学と連携した新たなまちづくりを実現できると考えています。

三つ目として、「王子動物園の魅力向上」を掲げています。動物園は、これまでどおり市民が身近に楽しめる動物園として、現在の位置を大きく変更することなく、現在と同程度の敷地面積を確保した上でリニューアルを行います。リニューアルに当たっては、動物が生息する地域と気候風土との関連を理解しやすいよう地域ごとに動物を集約したゾーン

や、動物種の分類に着目した、分かりやすいゾーニングを設定し、あたかも世界各地を巡りながら各地域に生息する動物を観覧しているように感じられる観覧ルートや、歩きながら子どもたちが楽しく学べる仕掛けなど、ストーリー性のあるものとします。また、王子動物園が目指すべき方向性として、「まもる」、「まなぶ」、「ふかめる」、「たのしむ」、「はぐくむ」を掲げ、種の保存など、生物多様性保全に貢献、動物を通じた自然や環境に関する教育の推進、希少動物の保全や動物福祉の向上などの具現化を図りつつ、六甲の豊かな緑を感じ、動物と人がいきいきと過ごしながら世界につながる動物園を目指します。

四つ目として、「公園とスポーツ施設のリノベーションと魅力向上」を掲げています。市民の憩いやスポーツ、子どもたちの学びや成長の場としてご利用いただくなど、誰もが気軽に憩いくつろげる空間を目指しています。例えば、芝生広場を中心とした緑の広場においては、王子公園駅から動物園のゲートを見通せる開放感のある景観を創出します。また、動物園のゲート前にはイベントにも使える滞留空間を整備します。

スポーツゾーンについては、新スタジアムを整備し、引き続き幅広い競技、地域のイベント等の様々な用途にご利用いただけます。スタジアム周辺には、子どもから高齢者まで気軽にご利用いただけるみんなの広場など、多目的に利用できる空間を創出します。

五つ目として、「広域防災拠点の機能強化」を掲げています。王子公園は、阪神淡路大震災の際に、物資の搬送拠点、自衛隊の駐屯地などの拠点として重要な役割を果たしたことから、再整備に当たっては、過去の経験を生かした防災機能の確保・強化を行うこととしています。

新たに整備するスタジアムは、ヘリコプター離着陸場や救援活動などの拠点とするとともに、緑の広場では、雨水貯留槽などによる雑用水の確保や太陽光発電、かまどベンチなどを新たに整備します。また、園内で非常用電源の整備や備蓄倉庫を設けるほか、災害時などにおける緊急車両の動線として、公園を南北に貫く動線を確保します。

大学からも防災に係る提案をいただいております、大学とも連携しつつ、地震災害だけでなく、豪雨災害にも対応できるよう、公園全体で広域防災拠点としての機能強化を図ってまいります。

続いて、基本目標2に掲げる「学術・文化拠点のシンボルの創出」を目指して誘致する大学の概要についてご説明します。

大学設置・運営事業では、昨年6月に優先交渉権者を選定した後、協議・調整を進め、両者合意の下で「事業実施計画」を確定させました。ここでは、その内容をご説明します。

王子キャンパスは、国際化、産官学民連携、デジタルを徹底的に強化した4,000人規模の新しい学びの場として学部レベルで新設される予定です。

こちらが、王子キャンパス構想の全体像です。王子キャンパスでは、教職員や学生が、世界からの研究者・留学生や企業、自治体、地域住民の方々とともに、社会課題の解決に

取り組むプロジェクト型学習をカリキュラムの一環として実施します。

プロジェクト型学習を行うことで、実践的な課題発見・解決能力を培い、これからの時代に求められるイノベーション人材を育てます。

こうした人材を育てるために、「予測困難な時代を切り拓くイノベーション能力を涵養すること」を、アカデミックコンセプトとしています。

王子キャンパスの学びの特色の一つ目は、「実践的な産官学民連携」です。企業や市民の方々などと協働して社会課題の解決や新たな価値の創造を目指します。特色の二つ目は、「垣根のない国際連携・交流」です。世界から学生が集い、海外の大学・企業などとの国際的な協働が日常的に行われるキャンパスを目指します。さらに、3点目として、メタバースやAI、オンラインなど、最新のデジタル技術を学びに積極的に取り入れ、新たな教育の可能性を広げていきます。

キャンパスの特色はこちらの3点です。建物を分棟配置とすることで校舎のボリュームを抑え、六甲の山並みの景観を阻害しないよう配慮します。周辺の豊かな緑と地形や文化を生かしながら、新たな原田の森を創造し、学生だけでなく市民も憩える施設を計画します。また、王子公園駅前にある石積擁壁を撤去して緑の斜面とすることで、地域の人々が気軽に足を運べる開放的な空間とします。大学の建物は周辺の自然環境と調和する色彩とし、建物にも緑を積層させることで、公園との一体性を持たせます。地域の自然植生に配慮した植栽を導入して、六甲山の山並みと調和した景観を形成します。

王子キャンパスでは、公園に隣接する特徴を生かし、王子公園と一体的なまちに開かれたキャンパスを整備します。敷地の境界に柵や塀を設けることなく、地域住民がどこからでも大学敷地に入ることができるよう計画し、王子公園の回遊性の向上に貢献します。また、阪急王子公園駅からの学生の入口を分散して通学時の混雑の緩和に努め、歩車分離を基本とした安全な動線を計画します。

王子公園内の施設を有機的につなぐ施設計画となるよう、中庭や芝生の丘、緑の広場、シンボルプロムナードを緑のネットワークでシームレスにつなぎます。また、あらゆる世代や属性の人々が日常的にキャンパスに立ち寄り、学生と交流できる場となることを目指し、大学敷地だけでなく、複数の大学施設を市民開放することを想定しています。

こちらが市民開放施設のイメージ図です。眺望を楽しみながら食事ができるレストランや、図書館、プロジェクト型学習の際に市民や学生が協働して利用するオープンラボ等を計画しています。

こちらが施設計画図（立面図）です。西棟・中棟は最高高さ31メートルを、東棟は最高高さ18メートルを想定しています。比較がしやすいよう、立面図の横に王子動物園の観覧車及び整備後の立体駐車場のおおよその高さを記載しております。

広域防災拠点である王子公園の役割を踏まえ、神戸市と大学が連携し、防災機能向上に資する計画とします。

具体的には、防災訓練などの日常的な取組への協力や、安全教育を実施することで、学生や地域の防災力を高めます。災害時の大学関係者の安全をキャンパス内で確保し、王子公園への集中抑制や混乱防止等に努めます。

大学関係者の安全を確保した上で、王子公園側の帰宅困難者を受け入れ、電源や厨房等のキャンパス内インフラの提供を行います。低層階への屋内避難場所の設置や、搬入が容易な1階部分の物資集積拠点としての活用といった、迅速な災害対応が可能な配置計画とします。また、耐震性の高い施設を整備するとともに、災害時にも使用可能な公衆Wi-Fi設備やマンホールトイレなどの設備を設置します。

大学は、教育や研究の成果を広く社会に提供することで社会貢献することを使命としており、王子キャンパスでも地域連携や地域貢献を行います。

王子キャンパスを神戸における新たなリカレント・リスクリング教育の拠点とすることを目指し、他のキャンパスの知見も生かしつつ、多様なニーズに応じたプログラムを提供します。

また、王子公園周辺にある教育機関も含む、市内の小中高校生とともに学び合う場を創出し、神戸市の学校間の連携を強化します。

さらに、既存キャンパスでの持続可能な社会構築のための取組をさらに発展させ、学生主体の社会参画型の社会貢献を展開していきます。

これらの取組により、学生と地域等との連携による地域の活性化や課題解決、にぎわいの創出が期待でき、神戸市の持続可能な発展に資するものと考えています。

以上が、都市計画の前提となる再整備の全体像です。

これから説明する都市計画につきましては、再整備におけるゾーニングの考え方や基本目標、大学の提案等を踏まえたものとなっております、公園の区域、新設するスタジアムや駐車場などが関連しています。

前置きが長くなりましたが、それではこれより、ご審議いただく都市計画の内容についてご説明します。

まず初めに、議案に関連する都市計画の制度の概要についてです。

都市施設です。都市施設とは、円滑な都市活動を支え、市民の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設です。都市施設が都市計画に定められた場合、その区域は一定の建築制限が課されます。今回変更しようとする王子公園や王子駐車場はこれに当たります。

地区計画です。地区計画は、各地域の特性に応じて、その地域ごとに整備計画を定め、建物の用途や大きさなどの建て方のルールや、道路・公園などの地区施設を定めるものです。地区計画により、用途地域に定められたルールを厳しくしたり、緩和することで、各地域にふさわしいまちづくりが可能です。今回決定しようとする王子公園地区地区計画はこれに当たります。

それでは、第1号議案、神戸国際港都建設計画駐車場の変更についてご説明します。

議案（計画書）の2ページと、議案（計画図）の2ページをお開きください。併せて前面スクリーンをご覧ください。

第28号王子駐車場の変更です。現在の決定の区域を黄色で表示しています。

第28号王子駐車場は、かつて商店街や様々な施設が集積する王子公園駅周辺で違法駐車常態化していたことを受け、現スタジアムの地下に公共駐車場を整備することを想定し、1994年に都市計画決定しています。その後、震災の影響等により未整備となっていました。現在は駅周辺において違法駐車常態化しているといった状況ではなく、このたびの再整備に合わせて新たな土地活用を図るため、都市計画駐車場を廃止する都市計画の変更を予定しています。

次に、第2号議案、神戸国際港都建設計画公園の変更についてご説明します。

議案（計画書）の4ページと、議案（計画図）の3ページをお開きください。併せて前面スクリーンをご覧ください。

5.5.1号王子公園の変更です。既決定の区域を灰色で、削除する区域を黄色で表示しております。

ここで、都市計画公園と都市公園の違いについて説明します。

都市計画公園とは、都市計画法第11条に規定された都市施設のうち「公園」を指し、都市の健全な発展と秩序ある整備を目的として、長期的な視点から計画的な整備を進めるため、必要な区域を明確にした上で都市計画に定めるものです。都市計画に定めることで一定の建築制限が課せられます。

一方、都市公園とは、都市公園法第2条に定義されているとおり、地方公共団体が設置する公園または緑地のことであり、都市公園法で公園に設けられる施設が定義されています。

このたび付議する都市計画公園は、適正かつ合理的な土地利用を確保する目的で関連する都市計画との整合を図る必要がある場合に、都市に必要な機能を確保しつつ変更することが望ましいとされています。

5.5.1号王子公園は、戦災復興事業の一環として、1946年に都市計画決定し、長年、市民の憩いの場として利用されてきました。一方で、供用から70年以上が経過したものが存在するなど、施設の老朽化等が課題となっており、2021年3月に策定した「大規模公園ビジョン」においては、リノベーション計画の検討・立案を進めることとし、これまで再整備の検討を進めてまいりました。

このたび、再整備の検討内容の具体化を受け、社会情勢の変化に対応した公園の機能・魅力の再生に向けて、機能の再配置やさらなる高質な空間の創出をはじめとする再整備を行うとともに、学術・文化拠点のシンボルの創出を目的とする新たな土地活用を図る必要があることから、王子公園の区域及び面積を変更する都市計画の変更を予定しています。

最後に、第3号議案、神戸国際港都建設計画地区計画の決定についてご説明します。

地区計画（素案）については、2023年10月10日から10月24日まで縦覧に供しました。その結果、122通、194件の意見が寄せられました。いただいたご意見を地区計画（案）に反映しております。

反映した箇所についてですが、“「王子動物園」の属する部分を「社会教育施設」としてふさわしい地区として位置づけるよう改めることの検討を求める”という意見を踏まえ、「スポーツ・レクリエーション地区」の名称だけでは想起しにくい今後も立地する機能について、「土地利用の方針」の欄に追記しております。“教育・研究地区の建築物に対する高さの制限がない”、“どこまで地区計画で定められるべき物なのか分からない”という意見を踏まえ、地区整備計画の「備考欄」に用途地域だけでなく「高度地区」と「地域地区」を明記しております。

議案（計画書）の6ページと、議案（計画図）の4ページをお開きください。併せて前面スクリーンをご覧ください。

このたび策定する地区計画の名称は、「王子公園地区地区計画」で、面積は約20.9ヘクタールです。表の中ほどに「地区計画の目標」を記載しております。地区の歴史や文化を踏まえ、地区全体で一体性をもった土地利用、景観を誘導し、公園の区域だけでなく、立地する大学も含めて開放的でゆとりある環境を確保し、周辺環境と調和した魅力的な空間の創出を目標としています。

区域の整備・開発及び保全に関する方針についてご説明します。当地区を、薄い緑色で着色している変更後の公園の区域を「スポーツ・レクリエーション地区」、薄い黄色で着色している大学が立地する予定の区域を「教育・研究地区」に区分し、文教エリアとしての特性や地域の歴史を生かした緑あふれる周辺環境との調和を図ります。

また、「スポーツ・レクリエーション地区」だけでなく「教育・研究地区」においても、公園と一体的かつ地域に開かれた教育・研究施設の立地を誘導することで、開放的でゆとりある空間の創出を図ります。

さらに、建築物等の用途や壁面位置の制限等を定めることで、地区全体で一体性を持った土地利用、景観を誘導します。

議案（計画書）の7ページをお開きください。

「建築物の用途の制限」としては、「スポーツ・レクリエーション地区」では、王子公園の再整備において建築する予定である、観覧場を有するスタジアムと駐車場の立地を可能とする建物の用途の緩和を行います。

具体的には、当地区は用途地域が第二種住居地域であり、「観覧場」、「自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるものまたは3階以上の部分にあるもの」の建築が禁止されているため、地区計画により用途を緩和し、建築を可能とします。一方、「教育・研究地区」では、大学棟以外の建物の立地を制限します。「壁面の位置の制限」とし

ては、計画図表示の道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離を5メートル以上に制限します。また、5メートルに満たない距離にある建築物等については、公共用歩廊その他これに類するもの、床面積の合計が10平方メートル以下であるものについては、壁面の位置の制限を適用しないこととしています。「垣または柵の構造の制限」としては、計画図表示の敷地境界線及び道路境界線に面する部分の門、塀、垣または柵の構造は、生け垣または透視可能な柵で、高さ1.2メートル以下のもの、危険防止のためにやむを得ず設置するものとしています。

地区計画の変更についての説明は以上です。

なお、これらの地区計画の規定のうち、「用途に関する規定」及び「壁面の位置の制限」については、都市計画審議会からの答申を踏まえ、同内容を建築基準法に基づく条例（神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例）に、新たに規定を定めるための条例改正の案を、令和6年5月議会に上程する予定です。

以上、王子公園の再整備に関する第1号議案から第3号議案までの3つの議案については、2023年12月5日から12月19日まで縦覧に供しました。その結果、縦覧期間中に77通、167件の意見が寄せられました。

引き続き、提出された意見書についてご説明します。

資料1は、提出された方の氏名等を除き、内容をそのまま記載したものです。資料2は、提出された意見書の要旨と、それに対する神戸市の考え方をまとめたものです。

意見書の内容につきまして資料2を用いてご説明いたします。それでは、資料2の1ページをご覧ください。

「1. 都市計画全般に関する意見」は13件です。

意見の要旨としては、

- ・多くの市民が反対している市有地を大学に売り払う理不尽なことは撤回することを求める。「住民のまちづくり権」を認めず、憲法にも反する。王子公園に大学を設置するための都市計画変更反対する。
- ・大学に公園の土地の一部を売却し、その収益と経済効果によって地域の活性化を図るだけで、「都市公園」としての「自然と調和したゆっくりとした時間が流れる開放的な空間の創出」に向けた根本的な視座が、決定的に欠けている。今回の「王子公園再整備関連」の都市計画の内容は、「都市公園のあり方」についての明確な理念と具体的な展望が見られない。
- ・大学を誘致するよりも、王子動物園の拡充や、子ども・子育て施設の建設や、公園機能を強化するほうが、より公益性（ストック効果）を高めることができ、市民が望むものであると考えるため、都市計画案に反対し、案の棄却を求める。
- ・「理由書」によれば施設の老朽化を上げているが、老朽化そのものは、修繕・改修等によって十分対応可能であり、それを飛ばして再整備に強引に根拠づけするのは、牽

強付会にもほどがある。現在使用している施設を縮小して、どうして公園機能の向上を図り、住民の生活の質の向上に寄与するといえるのか。都市計画案に反対する。などの意見をいただきました。

これらの意見についての神戸市の考え方です。

- ・再整備に当たっては、公園内の施設を適切に維持更新し、将来世代へ確実に継承するため、今ある施設をそのまま更新するのではなく、王子公園エリアの新たな価値を創出することが不可欠です。
- ・大学は、教育・研究機関としての機能に加え、若年層人口の受皿として、転入や定着促進、昼間人口の増加にも大きく寄与し、地域の課題解決、地域経済の基盤強化など、地域社会においても重要な役割を果たすことから、大学誘致は新たな価値を創出するための最も有力な施策であると考えています。
- ・また、誰もが憩い、くつろげる一般に開放された空間を拡大することや、ゾーン間の物理的つながり、視覚的な広がり確保することを重視し、公園全体の一体感の醸成と回遊性の向上を図るとともに、公園内の施設については、利用状況や全市的な配置状況などを踏まえ、園内外で再整備、代替・機能確保、園外施設の充実を図るなど、できる限り従前施設の機能を確保します。
- ・再整備の検討に当たっては、基本方針素案の発表以来、市民や議会の意見を踏まえた案の見直しや市民との意見交換会など、丁寧な説明や意見聴取を重ねてきました。また、基本計画（案）の策定に当たっても、市民ヒアリングや動物園ワークショップ、アンケート等により様々な方々の声をお聴きしながら検討を進めてまいりました。
- ・都市計画の内容は、これまでの再整備の検討を踏まえて作成するものであり、王子公園の再整備を進めていく上で、都市計画を定め、土地利用の誘導等を図っていくことが必要であると考えています。

次に、資料2の2ページをご覧ください。

「2. 駐車場の変更に関する意見」は10件です。

意見の要旨としては、

- ・想定している立体駐車場は、景観を損なうことや緊急時に逃げ場のない進入路、公道の渋滞を想定していない出庫動線等、未解決課題が多く、利用者や近隣住民の利便性の向上を図ることができるとは思えない。経済的な面を優先させて立体駐車場を設置することに到底納得することができない。
- ・現スタジアムの地下に駐車場を作れば、動物園エントランスにも近く、明らかに今より利便性が向上する。地下であれば、有事の際の一時避難場所にも使える。平成6年に都市計画決定された後、なぜ施行しなかったのかという説明も不十分である。
- ・再整備の素案や基本方針の策定時に、「地下駐車場」の都市計画について取り上げず、都市計画審議会が迫ってきたこの時期になって廃止の方針を示した理由について説明

すべき。

- ・第28号王子駐車場は、1994年都市計画決定済みながら、翌年の阪神大震災以降の変遷から具体的進展がないので、一旦廃止は妥当である。

などの意見をいただきました。

これらの意見についての神戸市の考え方です。

- ・都市計画決定されている王子駐車場は、当時の周辺地域における駐車場不足に起因した路上駐車を解消することなどを目的として、現スタジアムの地下に公共駐車場として計画されたものですが、震災の影響等により未整備となっていました。
- ・来園者を対象とした駐車場とは位置づけが異なることから、王子公園の再整備を進めていく上で、当該都市計画駐車場の変更は必要であると考えています。
- ・王子駐車場の都市計画については、10月に開催した「再整備に関連する都市計画の説明会」において説明を行ったほか、広報紙K O B E 10月号のはさみ込み記事に概要を掲載するなど、これまで周知を行ってきております。
- ・なお、今回の再整備に伴い、改めて周辺の道路状況を調査した結果、公園利用者のための駐車場とは別に駐車場を整備する必要性はないと判断しています。
- ・再整備に当たっては、現在の王子公園利用者のための平面駐車場の場所は、最も駅に近い位置にあり、今後、緑の広場・シンボルプロムナードとして、憩いくつろげる空間にしたいと考えています。そこで、土地の有効利用のため、駐車場はサブグラウンド（補助競技場）の位置に集約し、立体駐車場として整備することにしています。
- ・立体駐車場の整備においては、建物本体について周辺と調和したデザインや壁面緑化を実施するなど、公園全体の景観が損なわれないよう配慮します。
- ・なお、地下に駐車場を整備することは、立体駐車場と比べて整備費用や整備後の維持管理費（日常管理・設備更新）が大きくなることから、比較的安価な立体駐車場を整備したいと考えています。
- ・また、駐車場の出庫は公園北東からとなるため、交通解析を実施しており、市としては周辺交通への影響がないと考えております。今後、交通の処理について関係機関と協議を行います。

次に、資料2の3ページをご覧ください。

「3. 公園の変更に関する意見」は24件です。

意見の要旨としては、

- ・大学誘致は不要なため、都市計画公園の変更反対。災害時に十分な面積が確保できない。大学といった特定の人間のみが使用する施設を誘致するために貴重な都市公園を用途変更・廃止するのは公益性を無視した施策である。
- ・新たな土地活用を図りたいなら公園機能を充実すべき。老朽化した施設をリニューアルするのが再整備の本来の姿ではないか。都市計画公園の変更反対。

- ・神戸市は「するスポーツ」「日常からスポーツに取り組む機会づくり」「幼児・子どもの環境・機会の充実」などを掲げているが、プール、相撲場、補助競技場の廃止、テニスコートの縮小・移転などはこれらの考えに逆行しているのではないか。王子公園の区域及び面積の変更に反対。
- ・「学術・文化拠点のシンボルの創出を目的とする新たな土地活用を図る必要がある」とあるが、なぜ新たにシンボルが必要なのか。具体的にシンボルが神戸市に何を新たにもたらすのか、そしてその根拠が何なのかが示されていない。本計画には反対。

などの意見をいただきました。

これらの意見についての神戸市の考え方です。

- ・再整備に当たっては、公園内の施設を適切に維持更新し、将来世代へ確実に継承するため、今ある施設をそのまま更新するのではなく、王子公園エリアの新たな価値を創出することが不可欠です。
- ・大学は、教育・研究機関としての機能に加え、若年層人口の受皿として、転入や定着促進、昼間人口の増加にも大きく寄与し、地域の課題解決、地域経済の基盤強化など、地域社会においても重要な役割を果たすことから、大学誘致は新たな価値を創出するための最も有力な施策であると考えています。
- ・また、誰もが憩い、くつろげる一般に開放された空間を拡大することやゾーン間の物理的つながり、視覚的な広がり確保することを重視し、公園全体の一体感の醸成と回遊性の向上を図るとともに、公園内の施設については、利用状況や全市的な配置状況などを踏まえ、園内外で再整備、代替・機能確保、園外施設の充実を図るなど、できる限り従前施設の機能を確保します。
- ・これまでの再整備の検討を踏まえ、公園に関する都市計画の変更が必要であると考えています。
- ・なお、現在の王子公園には、緊急避難場所、緊急時のヘリコプター離発着場や物資集積配送拠点、自衛隊等の救援活動拠点などの役割があり、再整備後においても、緊急車両の動線確保や防災施設の導入などにより、同様の機能を確保・強化していく予定です。

次の意見として、

- ・王子公園を廃止して大学を誘致するのは「都市公園法」に違反している。
- ・大学誘致は、王子公園である必要性がなく、かつ、王子公園に大学を誘致することにより効果を最大限発揮できるものでもないから、公益上特別の必要がある場合に該当しない。
- ・王子公園の再整備に関するパブリックコメントの意見は、大学誘致に反対するもの、大学誘致を疑問視するもの、または大学誘致を中心とする現案の見直しを求めるものが多かった。本件は市民のニーズとの適合性に問題があるため、都市公園法第16条に

反する。

- ・実質、大学誘致ありきで強行しており、形骸的な検討と手続きしか行っていない。都市公園を廃止するには、市の視野は狭く、あまりにも検討が足りておらず、市民に対する説明も不十分であり、明らかに失当である。このような手続で都市公園を廃止することは、都市公園法第16条に反する。

などの意見をいただきました。

これらの意見についての神戸市の考え方です。

- ・再整備においては、市民や議会からのご意見を踏まえ、当初素案を見直すとともに、市民との意見交換会を開催するなど、様々な手法、機会を通じて市民の皆様のご意見を伺いながら手続きを進めており、大学公募においても、「卒業生の定着の取組」や「地域課題の解決」、「学び直しの機会の提供」、「景観への配慮」等を条件としています。
- ・大学からの提案では、約4,000人の学生と約200人の教職員が通勤・通学する予定であり、若年定住・交流人口の増加や地域経済に大きな効果が期待できます。本市の試算では、大学が立地することにより経済効果があると考えています。
- ・教育面においては、学際的な学びを重視し、現代の複雑な課題に対応できる新たな価値を生み出す人材の育成や、産官学民の連携の取組の展開、学びを通じた地域や人々のつながりを創出するとされています。
- ・また、王子キャンパスは、あらゆる世代や属性の人々が日々気軽に訪問できる場になることを目指すとされており、グラウンドレベルは全て一般開放され、レストランやカフェ、図書館やホール、アリーナ、チャペルなど複数の大学施設が一般開放されるほか、オープンスペースの確保や、本市との連携の下、屋外・屋内避難場所の確保等、広域防災拠点としての機能の向上に資する提案をいただいています。
- ・加えて、社会のあらゆる人々が学びの楽しさに目覚めるリカレントラーニングパークの形成を目指し、多様なニーズに応じたリカレント・リスキリング教育プログラムを提供することで、神戸のまちと人の未来創造を支援する提案をいただいています。
- ・都市公園法第16条において「都市公園の保存」に関する規定がありますが、以上のことから、このたびの大学誘致に伴う公園の一部廃止は、同条第1号による「公益上特別の必要がある場合」に該当するものと考えています。しかし、従前の都市公園としての効用を確保することは必要であると考えており、再整備に合わせて効用を確保することはもとより、一部の施設（テニスコート）を移設することも検討しています。
- ・公園面積は一部減少しますが、機能の集約や施設の工夫によりリノベーションをすることで、総合公園として必要な効用は十分確保できると考えています。

次に、資料2の5ページをご覧ください。

「4. 地区計画の決定に関する意見」は22件です。

意見の要旨としては、

- ・ 大学誘致を前提にかたくなに進める地区計画に反対する。
- ・ 大学の設置や競技場の機能低下、テニスコートの削減、プールの廃止、駐車場の移設は、公園機能の向上を図り、住民の生活の質の向上に寄与するより、低下させることになる。
- ・ 「教育・研究地区」を設けることは、大学誘致ありきの方便にすぎないのではないか。新たに4,000人規模の大学を誘致することで、登校時間に学生が集中するのは危険である。弱者や子どもたちが交通事故の危険にさらされるリスクが上がると推測する。新たな事業をするのに既存の住民が犠牲になることはあってはならないと考える。

などの意見をいただきました。

これらの意見についての神戸市の考え方です。

- ・ 再整備に当たっては、公園内の施設を適切に維持更新し、将来世代へ確実に継承するため、今ある施設をそのまま更新するのではなく、王子公園エリアの新たな価値を創出することが不可欠です。
- ・ 大学は、教育・研究機関としての機能に加え、若年層人口の受皿として、転入や定着促進、昼間人口の増加にも大きく寄与し、地域の課題解決、地域経済の基盤強化など、地域社会においても重要な役割を果たすことから、大学誘致は新たな価値を創出するための最も有力な施策であると考えています。
- ・ 地区計画（案）は、王子公園再整備に関するパブリックコメントや市民との意見交換会、市民ヒアリングを経て作成した基本計画（案）等を踏まえ作成しているもので、記載している目標や方針、建築物等の制限等については、適切な内容であると考えています。
- ・ なお、現時点で4,000人の学生がどのように通学するのかは定まっていないものの、オンライン授業の積極的な活用等の提案をいただいております。今後、大学側で検討を深めていく施設計画の中で、教育にふさわしい環境を確保いただくよう調整を進めていきます。

次の意見として、

- ・ 建物の高さ、容積の規制、色調の規制もなしに私企業に売り払って地区全体で一体性を持った土地利用、景観を誘導し、周辺環境と調和した魅力的な空間を創出できるのかはなはだ疑問。
- ・ 高さ制限をなくして大学は高層ビルを建てる。王子の景観が台なし。

という意見をいただきました。

これらの意見についての神戸市の考え方です。

- ・ 当該地は、第二種住居地域、第5種高度地区に指定され、既に建築物の高さは31メートル以下に制限されています。また、大学の公募の段階で都市計画や景観等に関する

視点を示し、それを踏まえ、六甲山の山並みや王子公園周辺の緑豊かな環境と調和する提案を受け事業計画を決定していることから、地区計画において、高さの制限等を定めることは考えていません。

- ・なお、素案縦覧の際にいただいたご意見を踏まえ、地区計画（案）では、高度地区等その他の地域地区に関する制限内容を計画書に明記しています。

次の意見として、

- ・都市公園の一部を「大学または高専しか建設できない」とすると、何も建設できない都市公園となる。

という意見をいただきました。

この意見についての神戸市の考え方です。

- ・王子公園の再整備に関連し、今回の都市計画手続の中で、地区計画の決定と併せて都市計画公園の区域の変更を行う予定です。
- ・また今後、都市公園法に基づく都市公園の区域の変更も予定しています。

次の意見として、

- ・大学からの提案である「公園の緑地空間との連続性や大学敷地の外部解放」とあるが、それは関西学院大学からの提案なのか。

という意見をいただきました。

この意見についての神戸市の考え方です。

- ・王子公園の再整備においては、公募により優先交渉権者として選定された大学からの提案内容と都市計画の案との整合性を図ることが想定されたため、都市計画の案を作成する前に優先交渉権者の公募を行っています。
- ・このたび作成した地区計画の案は、大学からの提案内容を踏まえ目標等を記載しています。

次の意見として、

- ・教育・研究地区としては土地の形（円形）が悪い。学校としては不向きな土地に設置するべきではない。
- ・王子公園に、動物園、大学、スポーツ施設という3つの施設が集まることで、互いに騒音や人の移動などがぶつかり合い、それぞれの環境が邪魔し合うことになるから、公園を区分する方針に反対する。

という意見をいただきました。

これらの意見についての神戸市の考え方です。

- ・地区計画の細区分については、現在市民が生活通路として利用している園内通路を確保しつつ、公園と大学との一体感を醸成するよう、公園が大学を取り囲むような形状としています。さらに、大学内にも市民が自由に利用できるオープンスペースを確保することで、公園内で新たに整備する「緑の広場」と一体となって、開放感のある魅

力的な空間を創出することができると考えています。

次に、資料2の6ページをご覧ください。

「5. 都市計画の手続きに関する意見」は13件です。

意見の要旨としては、

- ・一般市民にとっては、何ら説明もなく突然に計画案が出されてきたような印象。この意見募集が神戸市民に十分に知らされていない。これでは意見が十分に集まらないのは必至。
- ・意見募集のやり方や姿勢に問題がある。募集期間が2週間なのも短すぎる。もっと長く数年間をかけて市民から意見を聴くべきである。

などの意見をいただきました。

これらの意見についての神戸市の考え方です。

- ・都市計画に関する手続きについては、都市計画法や市条例に定められた説明会、縦覧、意見書の提出に加え、広報紙K O B E 10月号のはさみ込み記事に概要を記載することや都市計画案の縦覧の際には記者発表資料として掲載するなど、丁寧な周知に努めてきました。また、説明会や地区計画の素案縦覧でいただいたご意見や、それに対する神戸市の考え方についても神戸市ホームページで公表しています。
- ・また、素案縦覧の際にいただいたご意見を踏まえ、「王子公園再整備」のホームページにおいて、「都市計画案等の縦覧のお知らせ」のページへのリンクを設定しています。

次の意見として、

- ・税金で進めている公共の事業なのだから、資料に公開期限を設けるべきではない。という意見をいただきました。

この意見についての神戸市の考え方です。

- ・都市計画に関する手続きについては、都市計画法及び市条例に定められており、それらの規定に基づき、縦覧等の手続きを適切に行ってきたところです。
- ・なお、資料については、素案縦覧の際にいただいたご意見を踏まえ、法令に定められた縦覧期間終了後も引き続きホームページで資料を閲覧できるようにしています。

次の意見として、

- ・「王子公園の一部廃止」について、10月の「地区計画「素案」」では全く触れていない。市民の意見を全く聴いていないにもかかわらず、神戸市として「公園の変更」を決定することは、手順の不備であり全ての手続きを初めからやり直す必要がある。

という意見をいただきました。

この意見についての神戸市の考え方です。

- ・都市計画公園の変更については、10月に開催した「再整備に関連する都市計画の説明会」において説明を行ったほか、広報紙K O B E 10月号のはさみ込み記事に概要を掲

載するなど、これまで周知を行ってきております。

次の意見として、

- ・王子公園再整備計画は、総じて不十分な情報公開の下、市民不在の政策決定プロセスで進められてきたと言える。神戸市への不信感は募るばかり。一方的に“手続き”を進めていいものなのか。
- ・意見書が減っているからといって、決して市民が計画を理解し、了承したということではないことを知ってほしい。これまでに複数回の意見交換会と意見募集を神戸市は行ってきたのに、ほとんど市民の意見を取り入れていない。

という意見をいただきました。

これらの意見についての神戸市の考え方です。

- ・再整備の検討に当たっては、基本方針の発表以来、市民や議会の意見を踏まえた案の見直しや市民との意見交換会など、丁寧な説明や意見聴取を重ねてきました。また、基本計画（案）の策定に当たっても、市民ヒアリングや動物園ワークショップ、アンケート等により様々な方々の声を聴かせていただきながら検討を進めてきました。
- ・今後も引き続き、適宜、再整備に関する情報を発信し、様々な機会を通じて市民の皆様のご意見を伺いながら事業を進めていきます。

次の意見として、

- ・「解体工事に必要な設計を担う業者を募集し始めた」となっている。王子プールは、王子公園再整備の一環ではないのか。12月19日まで神戸市が王子公園の再整備に関連する都市計画案に対する意見を募集している最中なのに進めるとはどういうことか説明してほしい。

という意見をいただきました。

この意見についての神戸市の考え方です。

- ・プールについては、令和4年12月の基本方針の「再整備による各施設の方向性」において「廃止」とお示ししています。
- ・まずは、令和6年秋頃からプールの解体工事に着手することを基本計画（案）にてお示ししており、その準備のために解体設計を行っています。事業を具体化するための検討と都市計画の手続の前後関係について、法令上何らかの定めがあるわけではないため、個々の事案の状況を踏まえ、都市計画の手続きの時期を判断しています。

都市計画案に対する意見は、以上82件となります。

そのほか、「王子公園再整備基本計画（案）に関する意見」が85件寄せられました。こちらは参考意見として取り扱いますが、神戸市の考え方は都市計画案と同様に示すこととします。

資料2の9ページ以降に、主な意見と市の考え方をまとめておりますので、後ほどご参照ください。

王子公園の再整備に関連する案件の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○小谷会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問がございましたらお願いいたします。

○森本委員

説明で、一つは、都市計画公園と都市公園の違いが示されました。意見と神戸市の考え方の中でも、この二つが併記されているんですけども、ちょっと明確にしてほしいんですけど、一つは都市計画公園というのは、先日行われた公園緑地審議会等で審議されるもので、身近な都市計画公園の見直し方針というのは平成30年2月に出されています。その中には、未整備のところがあるから整備しましょうという方針になってまして、この王子公園は見直しの対象になっていない、47の公園になってないのに、何で今回急に都市計画公園ということ言っていて、かつ、赤線も引いて、変更することが望ましいという提案をされたのか、というのが1点。

もう一つは、都市公園法が出てきました。都市公園法第16条では、都市公園をみだりに廃止できないことになっているというのが一番の提起でありまして、神戸市のほうは、それは公益上特別の必要がある場合に当てはまるんだということいろいろ述べられていますけれども、そこら辺の関係について整理して説明をお願いしたいと思います。

○大和都市計画課長

なぜこのタイミングで王子公園を都市計画公園の変更として付議しているのかという点をご質問の1点目。もう一つが都市公園法16条の解釈についての整理というご質問だったと認識しております。

まず、都市計画公園と都市公園の違いということを改めてご説明させていただきますと、先ほど説明しましたとおり、都市計画公園というのは、都市計画法に基づく都市施設である公園でございます。一方で、都市公園というのは、都市公園法に基づく地方公共団体が設置管理する公園、こちらが都市公園になります。

今回の王子公園については、都市計画公園であり、かつ、都市公園でもある、二つの法律の網がかかった公園になってございます。

先ほど、都市計画公園については、公園緑地審に図るべきではないかというお話もございましたが、都市計画公園について議論するものとしましては、こちら都市計画審議会に付議して、都市計画の決定・変更等を行うものであるということを説明しています。

都市計画公園であります王子公園というものを、今回の都市計画審議会に付議させていただいている背景としましては、先ほどご説明した中で、緑の基本計画ですとか、大規模公園ビジョンのお話もさせていただきました。そういった公園緑地全体に係るマスタープランである緑の基本計画、そしてそれに紐づく大規模公園ビジョンの中で、こうした王子公園の再整備というものの考えが示されており、それを踏まえて、公園の再整備が必要で

あるといった背景の下で、今回の王子公園の再整備にあたって必要な都市計画の区域と面積の変更を付議させていただいているというものでございます。

二つ目でございますが、都市公園法16条について、先ほども申し上げましたとおり、王子公園の場合は、都市計画法と都市公園法、両方の法律の制限がかかってございますが、一義的には都市計画公園として妥当であるかということ踏まえて、都市計画の決定変更の必要性についてご審議いただくべきものと考えてございます。

ですが、将来的に、今回の都市計画審議会の答申を踏まえて、都市公園の廃止についても、手続きとして進めていくという予定でございますので、今後、その都市公園の廃止が予定されているということを前提に、都市計画公園の区域の変更についてご審議いただくべきものと考えております。

また、同じように、都市計画公園として必要な効用というのは、もちろん都市公園にも必要な効用として掲げているようなものであると考えてございますので、そういった都市計画公園に必要な公園としての効用、それがより向上するというような再整備として計画してございますが、そういった観点で、この都市計画の決定変更が妥当であるか否かについてご審議いただければと考えてございます。

○森本委員

なかなか分かりにくい説明ですけれども、端的に言うと、第2号議案は、都市公園を廃止する案だから、都市公園法の中身で論議をするということによろしいですか。

○大和都市計画課長

厳密には、先ほども申し上げましたとおり、都市計画公園についてのものですので、都市公園法の、みだりに廃止してはならないという規定そのものについて議論することはなじまないと考えております。ですが、公園としての効用を加味した上で、今回の都市計画公園の変更が妥当であるかということについてご議論いただければと考えてございます。

○森本委員

都市計画公園法と都市公園法というのは、どちらが上位になっているんですか。

○大和都市計画課長

どちらが上位という、法律に上下関係というものはないと思っております。

○森本委員

そういう意味において、先ほど、意見書でも縷々述べられております都市公園法第16条では、都市公園をみだりに廃止できないことになっています。神戸市は、さっきの説明で、公益上特別な必要がある場合に当てはまるということで、関西学院大学用地として都市公園である王子公園の一部を廃止して、「教育・研究地区」として売却をする提案をしています。

全体の王子公園再整備では、この大学誘致によって、公式の競技ができる陸上競技場やプール、相撲場が廃止され、また市民の憩いや、高校生や中学生の部活に活用されている

サブグラウンドが廃止され、駐車場用地として歴史ある建築物と傾斜をうまく利用して設計された屋外人工岩場のある登山研修所を移転、テニスコートの縮小などで、市民の健康やスポーツの場、憩いの場、そして防災拠点としての場を潰す。さらには、公園自身が縮小しますので、緑なども潰す計画です。

それで王子公園に大学を誘致して、この公園を、都市計画公園でも都市公園でもいいですけども、廃止することが本当に公益上特別の必要があるのかと、先ほど言われましたけども、再度ちょっとお尋ねしたいと思います。

○大和都市計画課長

先ほど説明させていただいた部分と重なりますが、王子公園の再整備にあたっては、ただ単に維持・更新するだけではなくて、新たな価値を創出することが不可欠であると考えてございます。そうした中で、大学誘致というものが最も有力な施策であると考えているところです。もちろん再整備の中で、公園自体の再整備も行い、それと併せて大学のほうからも様々な地域貢献の取組なんかもしていただきながら、公園と大学が一体となって、その相乗効果を発揮することで、より公園の効用が高まっていくと考えてございます。こうした考えの下、公益上必要な場合に該当すると考えてございます。

○森本委員

説明で、この場所だからと結構強調されたわけですけども、先ほど言われた、新たな価値、大学誘致ということで、地域貢献であるとか、昼間人口の増であるとか、若者定住、交流人口の増加、経済活性化、都市ブランド等言われたんですけども、本当にそれが今回、大学を誘致することで、王子公園の一部を潰して誘致することがこの新たな価値を生むのかと感ずるところなんです。

大学誘致については、昨年12月22日に、臨時記者会見で学長や理事長が記者会見をしていますけども、記者から、「神戸に、ここの王子公園という場所にこだわられたというか、やっぱりここだと思われる決め手みたいなことはあったんでしょうか」という質問が出たんですけども、関西学院大学はどう答えられましたか。

○久保田未来都市推進課長

昨年12月22日の市と関西学院大学との共同記者会見でのやり取りのご質問かと思えます。

当日、記者さんから、「この場所にこだわったんですか」というご質問をいただきまして、理事長から、この王子公園でなければならないとか、そういうことではないと、ただ、市が王子公園に誘致をしていくという方針を示した、このタイミングを逃す機会はないということで進出を決めたというご回答をいただいたと認識しております。

○森本委員

そういう回答をしているんです。王子公園でなければならないことではなくて、先ほど言った、新たな価値、大学誘致の地域貢献とか、昼間人口の増とか、経済というか、学費とかいろいろ計算して数値も言っていましたけども、これは王子公園に来なくても、神戸市

内のどこぞに関学が来たら達成できる目標だと思うんですけども、関学も場所にはこだわってないと言ってるから、都市計画審議会でこんなたくさんの意見が述べられたのは少ないと思います。震災復興のときとかいろいろありましたけど、それはやっぱり大学誘致そのものが、決めたのは市長が一応提案して、市長の提案に従っていろいろと都市局がやってるんですけど、何回も市民意見募集もありました。そのたびにたくさんの皆さんが意見を述べて、その大半は、大学誘致かという疑問符がついた。大学誘致よりも、今、老朽化しているのであれば、スポーツ施設をきれいにしてほしいと、そして市民が憩える原田の森を残してほしいというのが大半の意見だったと思うんです。

だから、ここに来なくても、関西学院もいって言うてるんだから、新たな価値を違うところでできるんじゃないかと思いますが、ここじゃないといけない理由というのは何なんでしょう。

○久保田未来都市推進課長

大学誘致が王子公園のこの場所でなければならない理由でございます。

これについては、今までもこの審議会の場でも何度もお答えさせていただいております。ちょっと先ほどの関学さんのお話と若干すれ違いがあったかもしれないんですけども、もう一度ご説明させていただきますと、まず市としては、やはり阪神間の山麓部にある交通利便性が高いこの王子の地、これはまさに大学誘致に対して非常に大事な土地であるということ、これはもう何度も言い続けております。

関西学院さんのほうも、この王子の立地の優位性というものは十分認識されていて、それで理事長から、この機会を逃す手はないということで、手を挙げていただいたと聞いております。

もちろん、日本全国、立地に優れている場所、条件というものはもっとほかにもあるわけですが、市としては、何度も申しておりますけれども、この文教エリア周辺の施設とも連携が図られるこの文教エリアで大学を立地する意義が十分にあると。大学のほうも、この少子化の中で学生を集めるために、この土地に非常に魅力を感じているということも十分認識をしておりますので、この土地で立地をする意義は十分にあると感じております。以上でございます。

○森本委員

審議会なので、いろんな学識の方も来られていますので、本当にここは大学誘致が必要なのかということについてご意見いただきたいと思います。

ただ、ここは市民の皆さんが、スポーツや健康や憩うところなんです。大学が来て、新たな価値じゃなくて、本当に憩うところをちゃんと整備するのが神戸市の役割だと思いますし、ほかのところを探せば、例えばポートアイランドで、富岳の隣に神戸大学が最先端の研究施設を造ってますけども、動物園というなら、動物王国の横も結構空いてますし、いろんなところが考えられるんだと思います。だから大事な土地というのはすごく便利な

土地なんでしょう。便利な土地は市民の皆さんに残しておかないといけないと思いますし、売却するなんてもってのほかだということを述べて終わります。

○小谷会長

ほかにご意見、ご質問ございましたらお願いします。

○川口委員

先ほどの話にもあった都市公園法の関係なんですけども、資料2の4ページには、このような手続きで都市公園を廃止することは都市公園法16条に反するという意見が記載されております。

まず前提として、都市計画法の定義による都市計画公園と都市公園法の定義による都市公園というのは意味が異なっています。都市計画審議会においては、都市計画法に基づく都市計画公園の区域及び面積を変更することについては審議の対象になると思うんですけども、他方で、都市公園法16条が規定している都市公園の保存については本審議会における審議の対象にはならないと思います。将来的に都市公園の廃止手続きを前提にしているということのご説明があったんですけども、それはそれとして、厳密には本審議会と都市公園法16条との関係はどうなっているのかを端的にご説明いただけますでしょうか。

○大和都市計画課長

端的にということですので、厳密には、都市公園法16条に基づく規定と、今回の都市計画審議会に付議させていただいている都市計画公園というのは別物という扱いでございます。

○川口委員

ということは、この都市計画法に基づく本審議会において都市公園法に係る話というのは、関係ない話ということでもいいと思うんですけども、確かに本審議会に付議されている第1号議案から第3号議案については、王子公園再整備に関連しています。だからその前提となる再整備計画に関する基礎的な事項にまで議論が及ぶことは理解できますが、一方で、この場で都市公園法16条を根拠とした意見とか、再整備計画そのものに対する意見というのは、本審議会において私は不適切かなと感じています。この場においてはあくまで都市計画の変更についてのみ審議すべきだと思います。以上です。

○三木委員

一応、会派としては方向性がある程度出てるんですけども、私自身、個人的な思いや心配がありますので、ちょっと質疑をさせていただきたいんですけども、今回の資料で、意見書とか大学のコンセプトも出ていると思うんですけども、王子公園内の王子動物園、そしてスポーツ施設は、もちろん開館と閉館の時間があると思うんですけども、例えば、大学も一部開放という言葉ありますけれども、それ以外の公園機能というのは、24時間市民の方が出入りするというお考えでよろしいでしょうか。

○本田公園部計画課長

公園の利用状況についてのご質問だと思うんですけども、基本的に今もそうなんですけれども、24時間開放している状況であります。

○三木委員

例えば大学内の敷地も開放していただけるという大学からの提案がある中で、敷地内で問題があった場合とか、学生とのトラブルとか、あらゆることが想定されると思うんですけども、そういった市民から神戸市以外の大学への話を聞いたり、相談できたりする窓口というのは設置されるという考えでよろしいですか。

○久保田未来都市推進課長

今後、例えば大学の敷地内でトラブルがあったときに何か相談できる窓口が設置されるのかというお話でございます。

現在、どんな組織が大学にできて、市としてどう関わっていくかという、具体的な組織までは決まっておりません。

ただ、やはり今後の運用上の話で、委員ご指摘いただいたような観点は非常に重要であると考えております。もちろん大学としても、自分たちの敷地の中でどのような対策を行っていくのかということをしっかり考えていかれるとは聞いておりますし、市としても、今後の大学の事業のモニタリングの中でしっかり関わっていきたいというふうに考えております。以上です。

○三木委員

それと、地域の課題解決と地域経済の基盤強化など、地域社会において重要な役割を果たすと意見書に対する考え方の中で神戸市は説明されているんですけども、地域の課題解決というのは何を解決してくれるのかというのは、人口が増えるからある程度解決してくれるのか、ちょっと分からないので例を挙げて説明していただきたい。

それと、大学が来るからといって、経済効果というのは多少は出るかと思うんですけども、あるいは行政としても、例えば水道筋商店街とか大日商店街とか、近辺の商業施設も含めてテコ入れとか、経済施策も打っていかないと駄目だと思うんですけども、大学が来たからほったらかしにするのではなくて、二の矢、三の矢というのは何か考えられているのかお聞きしたいと思います。

○久保田未来都市推進課長

まず、課題解決は具体的にどのような事例を想定されているのかというお話だったと思います。今後、その課題を見つけていくことからもちろん始めていくと聞いておりますが、本日のスライドでも、今、既に関西学院が市と連携して里山でいろいろ活動されている、そういう事例も紹介させていただきましたけれども、そういった市が持っている課題に対して学生が入ってくる、それで一緒に課題を解決していくとか、そういったような事例が考えられるのかなということで、本日もちょっと事例を紹介させていただいたんですが、そのようなことを考えております。

2点目のご質問が、ちょっとどういうことなのか理解できなかったんです。

○三木委員

要は、大学が来ることによって、学生の方々が来てくれると、周辺にも経済効果が生まれれば、神戸市内でもいろいろと影響が出るというところだと思うんですけども、ただ単に大学が来るから、生徒が4,000人来るからということで、すぐに家に帰ってしまったら、神戸で全然経済効果が生まれえない可能性もあると思うんですけども、その周辺に対して、何か経済的な施策というのは考えられているのかということと、重ねて、その検証といいますか、どれぐらいの経済効果、神戸市が今出されてますけれども、時代とともにこれは変わってくると思うんです。例えば近くで買い物しない、もうネットで買い物するとか、そういうこともあると思いますけれども、検証も含めてお聞きしたいと思います。

○久保田未来都市推進課長

理解いたしました。経済効果のお話でございます。

一応、今現在、市で想定される経済効果は、委員ご指摘のとおり、ホームページ等で公表させていただいております。年間数十億円あると。これは学生及び教員の消費活動による数字です。じゃあ学生が活動することで自動的にそういう効果が生み出されるのかというと、それはまたちょっと違うかなと私も思います。

具体的には、今後、例えば王子公園であれば、ちょっとエリアが小さくなってしまいますけれども、水道筋等の中で学生さんとどのようなことができるのか、それが学生の活動にどう結びついていくのかというのはしっかり考えていかないと駄目かなとは思っておりますけれども、今現在、具体的にどのようなことができるのかという想定はしてございません。

いずれにしても、今後、大学と、どのようなことができるのかというのは、市としてもしっかりこの事業をモニタリングしていきますので、その中で市としてできることもいろいろ考えていきたいというふうに考えております。

○三木委員

やはり駅前という、立地がいいというところもあるんですけども、電車に乗ってすぐ三宮に行ってしまうということではなくて、やっぱり地域の方々と一緒に盛り上げていくという観点も必要だと思いますし、水道筋商店街以外に大日商店街もありますし、そのあたりもまた考えていただきたい。

そして、防災機能についてちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどのご説明では、広域防災拠点の機能強化というご説明がありました。資料を見てみますと、公園全体を緊急避難場所としておりまして、王子スポーツセンターの体育館を屋内の避難場所、そして大学を屋外の避難場所というふうにしておりまして、スタジアムは先ほどご説明あったと思うんですけども、大学の生徒さんが4,000人と教職員の方が200人と、4,200人で、例えば王子動物園に来られる方、スポーツ施設をご利用の方ということになってくると、災

害というのは時間を問わないものですから、こういう昼間の人口が多いときに災害が起こったときの避難所機能というのは足りているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○本田公園部計画課長

王子公園、大学施設も含めた上での防災に関するご質問だと思います。

大学のほうには、4,000人を超える関係者が集まるということがあるんですけど、大学の説明の中でも、災害時の大学関係者の安全確保ということをご提案していただいておりますので、まず大学関係者の安全をキャンパス内で確保することで、王子公園の集中抑制、混乱防止に努めることをご提案いただいております。

それらを踏まえた上で、王子公園全体でも、スペースの確保等については努めてまいりたいと考えております。

○三木委員

ちょっと今の説明で僕よく分からなかったんですけども、いずれにしても、先ほどのご説明でもあったように、今まで市民の方々と意見交換なりをしていただいているところは存じているんですけども、今後も引き続きということのご説明があったと思うんです。様々な機会を通じて市民の皆様にご意見を伺いながら事業を進めていくというご説明があったと思うんですけども、今、大学と話ができてない部分とか、今後例えば、意見をいただいたり、神戸市から発信していくことが出てくると思うんですけども、この方法については何か新たな方法というのは考えられているのでしょうか。というのは、いろいろやられていると思うんですけども、今回の意見書を見た限りでも、かなり反対意見というのがまだあって、十分やっていただいているところもあるんですけど、まだまだ足りないところもあると思うんですけども、そのあたり何か新たな手法を考えられているのかお聞きしたいと思います。

○久保田未来都市推進課長

大学とのやり取りの中での新たな手法ということですが、ちょっと新たな手法という表現が適切か分かりませんが、今現在も、関西学院大学とは密にいろいろ協議は進めておるところでございます。

ただ、先ほどご指摘いただいた防災の話についてもそうですが、まだ具体的な機能、どこにどれだけの規模の防災機能を設けるかというような話も到底煮詰まっているわけではございません。といったことで、これからより一層、そういったことを密にやり取りしながら、再整備の計画も進めていかないと駄目なので、これから設計なりやっていきます。その中でしっかりと詰めていきたいと思っております。

○三木委員

分かりました。

○菅野委員

先ほど委員のほうから防災機能ということでお話があったんですけども、大学の防災

機能としての強化ということはあるんですけど、もともと阪神淡路大震災のときに、この王子公園地区というのは防災拠点となって、自衛隊との連携とか、非常に様々あったということもありまして、この計画に基づいて、これから全体的なことを考えたときに、広域防災拠点としての機能強化が、従来とは違った形になってくるのではないかなと、もちろん大学も協力していただいているということでもありますけども、具体的に言えば、従来よりも防災としての平面積は少なくなっていくので、その辺のことはやはりしっかりと協議というか、考えていっていただきたいと思うんですけども、その辺はどのようにお考えなのかお願いできますでしょうか。

○大和都市計画課長

改めて防災に関するご質問でした。

今も、地域防災計画の中でも、王子公園というのは陸の防災拠点として位置づけられてございます。再整備後もこういった機能というものはもちろん維持します。先ほども申し上げたとおり、具体的な設計等が進んでこないとどうしても詳細というのは決まってこないですけれども、現状においても、今後の再整備にあたっては、かまどベンチの設置ですとか、あとは太陽光パネル付きのあずまや、こういったものを追加で整備することで、防災機能の強化を図っていきたいと考えてございます。

また、先ほどの説明と重複しますが、大学側でも帰宅困難者の受入れといった提案もいただいておりますので、こちらも公園と大学が一体となって機能することで、よりその防災に関しても、今ある機能をさらに向上させていきたいというふうに考えてございます。

○菅野委員

ありがとうございます。今も説明していただいたので、もうあまり言いませんけれども、先ほど言いました、全体的に平面積が減るということは、やっぱり多くの方がそこに集まってくる際に限界というか、これまでのことができない可能性も出てきますので、その辺は本当に地域との連携というか、これはもう機能強化する上でまた違った形の、そういった新たな形でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、先ほどからも今回の計画案に対する市民の皆さんのご意見いただいておりますけども、大学誘致に対するご意見が多くて、その中身見させていただいたら景観に関わること、原田の森が損なわれるとか、六甲の山並みが見えなくなるとかいったご意見も非常に多いと思います。そうした景観への配慮というものが本当にしっかり、これから大学が誘致されて推移していくかも分かりませんが、まだ具体的に決まっておりませんが、大学ありきじゃなくて、大学との調整とか、様々なこと、市民意見も大事にしながら、しっかりと取り組んでいただきたい。それとやはり丁寧な説明、そしてまた、報告、情報発信ということが非常に大事になってくるんじゃないかなと思いますので、その点、しっかりと努めていただきたいということを申し置いております。以上です。

○岩谷委員

資料2の5ページ目のところに、いただいているご意見として、この市民の方は、新たに4,000人の規模の大学を誘致することで、登校時間に学生が集中するのは危険であるということに対して、神戸市の考え方の3段落目、ちょっと気になったんですけど、「現時点で4,000人の学生がどのように通学するかは定まっていないものの、オンライン授業の積極的な活用等の提案をいただいております」ということで、これを読む限りは、4,000人の学生がフルで通学するというよりかは、オンラインと併用しながら大学に通ってもらおうということなんですけど、神戸市が考える適切な通学の人数、周遊、大学周辺に学生がどれぐらいいるとか、どれぐらいの人数がリアルで通うのかと、それが神戸市としてどういうふう考えてるのかなというのは気になりました。今、どんどん大学もオンライン授業が進んでいます。仮に、4,000人の学生がフルで在籍するけれども、オンラインがどんどん進んでいくということになったら、計算されている経済効果とかもちょっと変わってくると思うんですけども、その点、現状どう考えているのかお聞きしたいんですけど。

○久保田未来都市推進課長

大学の学生、実際に4,000人が、オンライン授業とかある中でどれぐらいの人数が実際にキャンパスに通うのかというご質問かなと思います。

今現在、その辺も大学とはやり取りしています。正直、じゃあどれぐらいの人数の方が授業を受けに来るのかという具体的な数字までは出ておりませんが、今、大学から聞いているのは、西宮のキャンパスの事例で見ると、トータルの学生数の大体2割ぐらいの方が授業に来られる。20%です。一応そういった数字も想定しながら、今後、じゃあ学生が実際スムーズに学校に通えるのかとか、あと学内でしっかり滞在できるのかというようなお話につながってくるかと思いますが、そのあたりは今後の施設計画、王子公園駅舎であったら阪急電鉄とも一緒に考えていきますけれども、そういったことをしっかり考えていきたいと思っております。

○岩谷委員

すみません、今のところでちょっと分かりにくかったのが、この20%の学生が通っている、上ヶ原キャンパスで20%の学生がリアルで通っているということ。

○久保田未来都市推進課長

もう少し正確に申します。トータルの学生数のうち、大体7割ぐらいが電車で通われている。その中の2割ぐらいの方が実際に授業を受けに来られていると。一つの時限の授業を受けに来られているという数字でございます。時限ごとです。

○岩谷委員

大学はいろんなコマ数があるので、その時限ごとに20%の学生が同時に授業を受けているという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○久保田未来都市推進課長

もちろん、その時限の時間によってばらつきはあるみたいですが、聞いている話

では、大体20%から25%ぐらいの学生さんが受けに来られていると聞いております。

○岩谷委員

やっぱり、ちょっと今のところまだ見えてこない部分がありますが、そういうところが経済効果、周辺の活性化に非常に密接に関わっているところだと思いますので、そこも精緻な分析をお願いしたいです。

また質問変わるんですけども、さっきの三木委員の質問と関連するところで、前提としてお聞きしたいのが、資料で大学ゾーンと出てますよね。関学の管理権限というのは、この大学ゾーンで示されているエリアということでしょうか。

○久保田未来都市推進課長

はい、ご認識のとおりでございます。

○岩谷委員

先ほど三木委員の懸念点とも関連するんですけども、今、いろんな大学で不審者の人が入ってきたとか、あるいは、こんなことはあってほしくはないんですけども、爆破予告とか、そういうことでニュースになっていたりすることもあります。その際、各大学いろんなマニュアルもありますし、国でもマニュアルが用意されていると。不測の事態ですよ、不審者が大学ゾーンの中に入ってきたと、そして大学のマニュアルとして警備を強化しますと、一般の人は入らないでくださいとか、仮にそういうことになってきて、一応神戸市としては一体的なまちに開かれたキャンパスと、市民の憩いの場でもあると言ってるけど、それが仮に不測の事態が起きたときに、一定期間、市民は大学には入れないですよとか、そういうことも有り得るといえば有り得るとい話なんですか。

○久保田未来都市推進課長

なかなか難しい話かなと思いますけれども、かといって、実際、これは関西学院さんの記者会見のときにもお話しされてますけれども、この開かれたキャンパスというのは、実際に西宮のキャンパスも自由に出入りできる状況になっていると聞いております。そのような運用を王子でもやっていくと。

特に王子の場合は、緑の広場と隣接した公園が隣にありますから、今日の地区計画の話にも関係していますが、隣接した部分には柵を設けないという、物理的な対策もしっかりやっていきますので、原則は開かれた空間になるという認識で結構かなと思います。

○岩谷委員

神戸市としてもぜひ、これは開かれた状態というのがベストなんですけど、やっぱり大学側にとっては、生徒の安心・安全を守っていくというお立場もありますから、そのところの不測の事態の際のマニュアルとか、先ほども、今後煮詰めていくとおっしゃっていましたが、その調和をどう図っていくかというところは、しっかり考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○森田委員

私からは二つお聞きしたいんですが、一点目は、先ほど来出ています防災拠点の問題に関してですけれども、この間、能登でああいう大きな地震が起こって、想定外と、こういうことも今言われていまして、防災計画は全国各自治体でこれから見直しもしていかなければいけない、もっと強化をしなければならないということがずっと言われています。そういう中で、この王子公園のグラウンドというのを本当になくしていいのかなと、私も非常に大きな不安になりましたし、ここの住民の皆さんから、資料2の3ページの中にも、こういう公園の機能に関することでもいろいろ問われていまして、防災については、神戸市は同様の機能を確保、強化していくと述べられているんですけども、それで大丈夫なのかというのが、特に阪神淡路大震災を被災されて苦労されてこられたこの地域の住民の皆さんにとっては真剣に問われてるんじゃないのかなと思うんですけども、これについてはいかがでしょう。

○本田公園部計画課長

能登半島地震を踏まえた上での防災性の在り方ということで、基本的にこれまで同様、もちろん阪神淡路大震災を受けまして、来るべきことを想定してやっていくということとはもとより、最近で言いますと、地震災害だけではなくて、豪雨災害にも対応できる防災機能の強化ということも検討しておりまして、今回新たに、雨水貯留槽、あと保水性舗装などを導入することで、雨水の流出抑制についても検討しております。また、これは新たなものではありませんけども、阪神淡路大震災を受けて整備した大容量送水管が地下で南下しておりまして、その給水拠点を王子公園の中にも設けております。

こういったことも踏まえながら、いつどこでこういった規模のものが起こるか分からないということは重々認識しておりますし、この公園施設など周辺の防災拠点等とも連携しながら、来るべき災害に備えてまいりたいと考えております。以上です。

○森田委員

神戸市の、危機管理室になるのかな、防災計画を見直していくということが今後出てくるときに、王子公園そのものがそこから外されていってしまうような、面的なグラウンドが縮小されるということに対して責任があると思うんです。今回のこの審議会というのは、だからその辺について、やっぱりもうちょっと詳細に、明確に皆さんから示していただきたいということをお願いしたいんですけど、いかがですか。

○大和都市計画課長

今、詳細にというご意見いただきましたが、どうしても、今後、詳細設計なりを進めていく中で明らかになっていくというものがございますから、それについては適宜情報発信をしっかりとまいりたいと考えてございます。

現時点において明確に言えるのは、先ほどもご説明しましたとおり、現在の地域防災計画にもありますような陸の防災拠点としての機能というのは確実に確保していくと、その上で、新たな機能、大学とも連携しながら、防災機能の強化をしっかりと図ってまいりま

すので、その上でしっかりと公園の再整備を進めてまいりたいと考えてございます

○森田委員

ちょっとまだ納得できないところもあるんですけども、今日は住民の皆さんも来られていますし、十分その点お聞きされていると思います。

二つ目、駐車場についてなんですけれども、これについてもいろんなご意見がありました。資料2の2ページにも書かれているんですけども、新たな駐車場を北のほうに持って行って、そしてその屋上にテニスコートを作るという計画も言われているんですけども、やっぱり地下駐車場のほうが利便性もいいし、そして景観上もいいんじゃないのかなという。やっぱり私、納得できないので、この計画。その辺について、優位性というのをお示しいただきたいんですけど。

○清水道路計画課長

駐車場に関してでございますけれども、まず今回の審議会の議題としての王子公園の駐車場の廃止というのは、もともとは地下駐車場で計画されていた、これはどちらかというと、周辺の交通需要を受けるための駐車場ということでございます。

今のご質問は、これを廃止した上で、今回の公園の駐車場として、従来の平面駐車場を集約して、立体駐車場にするという計画でございます。これが地下か地上の立体のどちらがよいか、その優位性のご質問という理解でよろしいですか。

やはりいずれにしても、今の平面駐車場というのが駅に近い、一番の一等地といえますか、大事なところを平面に使っているということ、それは非常にもったいないということで、土地の有効利用ということで集約をすると。集約するにあたって、当然、上に積む立体駐車場と地下駐車場というやり方があるんですけども、やはり一番のポイントはコストです。地下の場合は建設費用もそうですし、あと維持管理費用が地上と地下で求められる管理水準がいろいろ違うということ、管理費用も長年にわたってコストが高くなるということで、それぞれメリット、デメリットがあるんですけども、そういう中で、立体駐車場にして、コストも抑えた上で、かつ、今回、駐車台数を、今現状640台なんですけれども、それを減らして500台と抑えて、高さも抑えながら、景観にも配慮して、壁面緑化ですとか、周辺に配慮したデザインとか、そういう形で整備をするということで、トータルで見たときに、立体駐車場のほうがこの地にふさわしい駐車場という判断をして、こういう計画にしているところでございます。

○森田委員

駐車台数も、結局640台を500台に減らしていくとか、位置を北のほうに持っていくとか、結局は何に優位性があるかということと主にはコスト面やと。それやったら安全性とか、使い勝手がいいものでないと駐車場ってあかんと思うんです。皆さんも常日頃、駐車場を使っておられると思うんですけども、全部コストという経済的な側面だけでやって行って、神戸市がやる事業ですよ、本当にいいのかという、その辺も私はやっぱりまだまだ納得でき

ないという状況にあるんですけれども。いろんなことを先ほどからお聞きしていると、不透明なままで、まだ住民の皆さんが十分に納得できないままで進められようとしていることが多いんです。まだ建設をしているという状況ではないんだから、やっぱりここで立ち止まって、もう一度考え直していく、そういう期間が、この防災の面に関してでもですけど、必要だと私は思いますけども、その辺についてはいかがでしょう。

○大和都市計画課長

今あつたご指摘としましては、不透明にこういった内容が進んでいる、一旦立ち止まるべきではないかというご指摘だと思います。

これにつきましては、先ほどもご説明しましたとおり、これまでも様々な機会を捉えて、市民の皆様のご意見を伺いながら、そして議会のご意見も伺いながら、これまで再整備の内容を詰めてきたというところです。

先ほど、立体駐車場のメリット、デメリットということでご指摘いただきましたが、単体で評価するというものではなくて、この王子公園全体の再整備の中でどのような形が最適なのかと、そういったことを勘案しながら、こういったゾーニングも定めてございます。もちろんこれも、これまで市民の方々の様々なご意見も伺いながら積み上げてきたものでございますので、こういった内容を踏まえて再整備を進めてまいりたいと考えてございます。

○森田委員

最後になりますが、先ほど来言ってますけども、状況や情勢の変化というものもあるんです。そういうのを柔軟に受け止めていくということがやっぱり大事だと思いますので、その辺、よろしくをお願いします。

○植中委員

先ほど、地域の課題解決というところで、地域課題はこれから見つけながらというお話だったんですけど、もう既に地域課題としては、大学が来ることによってはみ出さざるを得なかった、例えばプールがあります。それから相撲場もありますし、補助競技場とか、テニスコートも縮小をせざるを得ないというところに多分、地域の皆さんのご不満があると思うんです。

それでプールはどうかとなったときに、ポートアイランドとかしあわせの村へ行けばいいじゃないかということなんですけど、やっぱり近辺の方からすると非常に遠いし、例えば、前に私が申し上げたことがあるんですけど、スケートリンクにしても、オリンピックの金メダルの方が出ているのに、年間を通じてそういうスケートリンクがなかったということも課題になって、ポートアイランドのスポーツセンターは、夏はプール、冬はスケートリンクになるということで、本当に年中使えるようなスケートリンクとか温水プールというのは、これからも備えていかなければならないと思っています。

スケートリンクのほうは民間がご協力されて実現することになったんですけれども、温

水プールも、この近隣で実は必要じゃないかと思っています。最悪、無い場合は学校開放もどうかという意見も申し上げたんですけど、学校開放も先生方のお仕事が増えるということもありますし、維持管理も大変だと思うので、今後に向けて、計画というか、今すぐできなくても、皆さんが使えなくなった、使用できなくなった施設の代替案というか、そういうものを考えてくださる予定があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○上田スポーツ企画課長

スポーツゾーンの件でご質問いただきました。ありがとうございます。

プール等が廃止ということで、王子公園のプールにつきましては、屋外ということもございまして、1年で約2か月間の利用ということで、一年中いろいろ運動できるような広場を設けるということで廃止とさせていただいております。

委員ご指摘のとおり、なかなかすぐに新しいプールをどこかにという計画は今のところございませんが、ポートアイランドで、レーンの増加であるとか、そういったところを今検討してございますので、そういうところをしっかりと進めていきたいと考えてございます。

テニスコートにつきましても、王子公園にもともと今6面ございますが、現地で2面、ポートアイランドで6面、合計で8面ということで、全市的にはコートとしては増えるかなと思っております。

スポーツ振興ということで、今後も様々、全市的に検討を進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○植中委員

やっぱり環境が整ってこそスポーツ選手の優秀な方も出てこられるし、王子の近くでこうやってスポーツを楽しんでおられた方が、ポーアイまで行ってくださいというのも、やっぱりなかなかちょっと酷な気もいたしますので、今は予定がないかもしれませんが、空き地があったり、何か可能なことがあれば、やっぱり近隣で代替案を実現していただきたいと要望をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○山下委員

質問の趣旨から言うと、交通の手法、手段についてなんですけど、要はあそこは山手幹線が通っていて、非常に交差点が変則的で、長田楠日尾線というのと山手幹線がぶつかる場所なので、王子公園の前の交差点を車で通過するときは、やはりちょっと間違えることが多い形状となっておりますが、ただ幸いにして、あそこはなかなか横断する方が少ないというところもあって、安全性という部分に関しては、今のところそんなに不安を覚えてなかったんですが、多くの学生さんが電車に乗って通学するとなると、要するに歩行者の数が増えるので、交通的な部分でどういう動線を引くのかということはいく課題ではないかなと。あるいは、近隣にある横断歩道に誘導するとか、そういったことも必要ではないかなということも縷々考えておったわけですが、今日の説明では、全ての学生が電車を使う、あるいは7割の学生が電車を使うということを想定されて

おり、でも通学の手法というのはいろいろありまして、特に学生さんがよく使う手法としてオートバイとか自転車というものがございます。そういった方、あるいは最近はいわゆる電動キックボードというものも出てきておりまして、そういったものが交通をみだりに阻害しているという問題も聞いております。

学生がどのような動線をたどって、どのように通学するのかというシミュレーションはしっかりしておかないと、この辺り、関学だけでなく、既に海星女子大学さんとか、海星女子中高とか、あるいは葺合の高校もありますし、学生さんが多く通学する地域でございます。そういったことを考えたときに、学生さんの安全性というものを考える必要があらうかと思うんですけど、改めて学生の動線について、どのように考えてこられたか。これは園内をどのように動くかということではなく、学校にどのようにアプローチをしてくるかということをしっかりシミュレーションされているのかということと、あとは、今後も、そういったことについてしっかりと知恵を絞って考えていただけるのかということ、この2点お願いします。

○久保田未来都市推進課長

今後、大学の学生がキャンパスに入ってくるときの動線を今の段階でしっかり考えているのか、これからどう考えていくのかというお話かと思えます。

本日のスライドでも学生の動線と、あと一般の動線ということで色分けして書いておりまして、基本、学生の動線も何か所かからキャンパスの中に入っていくということは考えております。

電動キックボードとか、交通手段のお話も出ましたけれども、実際、今の大学の提案では、スライドに駐車場、駐輪場と書いておりますが、大体これぐらいの広さでそういった機能を確保するというご提案をいただいております。具体的な台数等については今後の検討になりますけれども、今現在は、そういった動線及び大学の中での駐輪場の確保について、そういったことを考えておるところでございます。

今後、もちろん今日もお話させていただいたとおり、駅からどうやって学生さんに来ていただくのか、周辺の道路整備のお話にも関係しますけれども、円滑な歩行者動線の確保のために、王子公園駅舎の改修も含めて検討していきたいと考えております。以上でございます。

○山下委員

スライドの内容について、この際、指摘しておきたいなと思うんですけど、ちょうど今、青い線が入っているのは、ちょうど山手幹線から外れて側道みたいな形に入ってくる道だと思うんです。この道は、基本、交通量が非常に少なく、恐らく生活道路に近い運用をされているのではないだろうかと思っているんですけども、うちは神戸市西区の学園都市というところにあるんですけども、学園都市というところは、中央分離帯があるがゆえに、バイクの動きが非常におかしな形になっておりまして、Uターンとか、無法な動き

をするということもあります。ですので、そういった学生の動線というもの、これは想定できないところもありますので、しっかりとしたルールづけをすることによって安全を担保してもらいたいというのが私の希望でございますし、そのためにしっかりと対策を講じていただきたい。周辺の皆さんに危険が及ぶことがないようにお願いしたいということを要望させていただきます。

○大野委員

スタジアムに関連して2点ほど伺いたいんですけれども、新しいスタジアムが敷地の北側に計画されていることで、その北側の住民の方が騒音を非常に気にされていたと思うんですが、騒音というのはどれくらいの音が出るとシミュレーションされているんですか。

○上田スポーツ企画課長

新たなスタジアムの騒音対策というのは非常に重要だと考えてございます。まだ検討段階でございますが、シミュレーションを行っております。ただ、スタジアムの設計等が詳細に決まっておりますので、あくまでも途中段階の検討数値ということでございます。目標値ということで、敷地境界線へ伝わる騒音値が55デシベル以下となることというのが、これは県の条例で定められてございまして、それを守るためにどのような対策が必要かということを検討しております。

その対策といたしましては、一番下のところで、屋根であったり、防音壁であったりを設置するというふうにあくまで検討段階ですけれども一してございまして、真ん中辺り、音源というところがございまして、これは実際に現在のスタジアムから発生する音、90デシベル程度が出ておりますので、それを想定しましてシミュレーションを実施した結果が次のスライドでございます。

これは北側の敷地境界線上の数値でございますが、一定、55という数字を下回っておるという結果が出てございます。ただ、まだスタジアムの設計等が決まっておりますので、あくまで参考値ということでご理解いただきたいと思うのですが、騒音の対策は重要と考えておりますので、できるだけしっかりと対策を実施していきたいと考えてございます。以上でございます。

○大野委員

41と47デシベルと書かれていると思うんですけど、これはどれくらいのレベルの音量なんですか。ちょっと私、あんまり詳しくなくて。

○上田スポーツ企画課長

これはあくまでもシミュレーションということで、ほかの音を排除した形になってございます。例えば車の音であったりとか、そういった外の音を排除した形でのシミュレーションの結果になっておりますので、この数字自体、40デシベルというものは比較的静かな数値なんですけれども、実際これを測定しますと、車の音とか、そういったいろんな音が混じりますので、この55デシベルになるかどうかはまだ分かりませんが、あくまでスタジ

アムから発生する音源に対して55デシベルを守るといううえでの数値ということでご理解をいただきたいと思います。ですから、実測ではなくて、あくまでシミュレーションの値ということになります。

○大和都市計画課長

ちょっと補足をさせていただきます。都市計画審議会の場合ですので、不確かな情報であれば申し訳ないんですが、一般的に、40デシベル程度で図書館の音レベルだったように記憶しております。今ほど申し上げましたとおり、今回は90デシベルの音源がスタジアムで発生した場合の純粋な音のレベルをシミュレーションしますと、約41、47デシベルに収まっている結果という概要です。

○大野委員

分かりました、ありがとうございます。

もう一つが、光漏れの件も多分、意見とかの中にあっただと思うんですけど、要はスタジアムが照明でどれくらい明るくなるのか、周りにどれくらい光が漏れるのかということ懸念している近隣住民の方がおられたと思うんですけど、それはどんなシミュレーションになっているんですか。

○上田スポーツ企画課長

スライドをお願いします。こちらが、実際に今ございます大阪の吹田市のMKタクシーフィールドというアメフトのスタジアムでございます。これを上からとグラウンドレベルで撮影した写真でございますが、これがフィールド内だけを集中して照らせるような指向性のある優れた機器の導入であったり、そういったことをして、周辺にできるだけ光漏れがないというような機器を採用しておられるということでございますので、王子公園の新たなスタジアムにつきましても、このような指向性のある、できるだけ光漏れの少ないような設備を導入していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○大野委員

大丈夫です。ありがとうございます。

○岡田委員

一番最初に森本委員や川口委員から、今回の計画が何に基づくものなのかと、何の上位かという話もありましたけど、何に基づく考えでできているのかというお話がありました。

今日の説明資料の最初のほうのページでも、神戸市緑の基本計画とか大規模公園ビジョンとか、都市計画マスタープランが上位計画での位置づけと書いてあったんですけども、ここで言う上位計画というのは、何に対しての上位ですか。どういう意味ですか、これは。

○大和都市計画課長

今回定める個別の都市計画の内容、都市計画駐車場ですとか、都市計画公園ですとか、地区計画というものは、都市計画上は、その都市計画マスタープランに則して定めるという位置づけになってございます。

また、公園につきましては、公園緑地全体のマスタープランとして緑の基本計画というものがございますので、個別の都市計画公園に限らず、広く公園緑地に関する市の大きなマスタープランとして緑の基本計画があるというものでございます。

○岡田委員

今日は県の副知事さんとか、大学の先生方とか、もう本当に権威ある方々がお集まりになって、審議を経て決める都市計画と、皆さんが役所の中でお決めになるこの公園ビジョン、基本計画の方が、どういう趣旨で上位とおっしゃってるのか分からないけれども、ただいずれにせよ、今日の議論の一番の大前提となるものですという趣旨で、最初ご紹介されたと思うんです。この上位計画でビッグピクチャーとして、王子公園の中に大学を誘致して、神戸市は進めていくんだという上位での計画、大前提があるから、今日、都市計画で諮っているんですともし言うならば、そういうふうに、ああなるほどなと分かるように上位計画なる前提条件を定めて持ってこないと、先ほど森本さんが質問されたみたいに、別にポートアイでもいいじゃないですかと、動物王国の横でも全然いいじゃないですかと言われたら、ああなるほどなとなっちゃうわけです。何でかといったら、この上位計画の中で、じゃあ王子公園はどうなってるか、マスタープランでは憩の拠点になっていると、緑の基本計画では総合公園になっていると、だからもともと前提として上位計画というならば、神戸市の大方針、ビッグピクチャーの中で、学術研究としての機能を備えていきますと、大学を備えてこうした学校機能、研究機能というものもこの公園計画の中で位置づけておきますと、神戸市のビッグピクチャー、上位計画の中で既にありましたと言うのであれば、今日これだけの方がお集まりになっていただいて都市計画を審議する中ですんなり行くわけですが、今日のこの段階に至っても、これだけの住民の方が来て、納得されていないというのは、私はこの上位計画の資料をいきなり最初から示すことも含めて、やっぱり説明の在り方に瑕疵があった、ぬかりがあったと思いますよ。

我々は大学をここに設置することに大賛成で、むしろ推進派であります。例えば、垂水健康公園を改修するときここまで予算を使ってくれるかって言ったら、使ってくれないでしょう。王子公園を新しく市民のために造り替えると、市民に役立てるためにということでこれだけ莫大な予算を使うんでしょう。だけど、この前提となるビッグピクチャーの説明がないから、今日の段階でポートアイランドでもいいじゃないかみたいな話も出てくるし、じゃあ大学に通う人、7割は電車で来ますと、2割しか学校に到達しませんって、これは問題発言ですよ。だから今の段階になって、これだけ市民の皆さんが、何ていうか、不安になるような説明しかしてこれなかったというのは私は残念です。

だから今からでも遅くないので、例えば上位計画がもし、この都市計画審議会で審議する都市計画より上位にあるっていうなら、よっぽど胸を張って言ってるわけですから、こういう我々の市のビッグピクチャーの中で、大方針の中で、大学を誇りを持って誘致するんですということをやっぱり書かなくちゃいけない。それを書いた上で今日示さなきゃい

けないんです。

先ほど、都市公園法は関係あるか関係ないかみたいな議論がありました。都市公園法は関係ないんじゃないかみたいな議論になりました。それぐらいみんな根拠を求めているんです。何でこういうことを神戸市はするんだろうって、その一点だけだと思いますので、この今後の上位計画、神戸市が勝手に言ってるだけかもしれないですけど、この上位計画の位置づけをどうしていくのか。もうちょっと後づけになっちゃうかもしれないけど、神戸市の全体の姿勢の中で、王子公園に新たにきていただける大学というのはどういう位置づけになるのか、それをせめてちょっと今日、方向性だけでも示してほしいと思います。

○大利都市計画課長

上位計画の位置づけに関するご指摘でございました。

まずは委員ご指摘のとおり、上位計画の説明の仕方というものをもう少し分かりやすくすべきだったかなとは考えています。

先ほどの上位計画というお話で、都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法に位置づけがあるものでして、現行の都市計画マスタープランも、かつて都市計画審議会に諮った上で策定をしております。緑の基本計画についても、公園緑地審議会でご議論いただいた上で策定しているというものです。

今後、都市計画マスタープランを改定するタイミングも当然こようかと思えます。現時点で確約できるものではございませんが、状況に応じて、都市計画マスタープランの改定において、都市計画審議会に諮った上でより明確に位置付けるということは十分考えられることだと考えております。

○岡田委員

上位計画だというのであれば、しっかり市の方針を最初に示して、この条件で、例えばここに大学が来て、ここら辺の地域が学術拠点になるんですよとなったら、周辺の住民の人も心構えができるでしょう。ああ神戸市はこういうふうを考えているんだなど、その上での議論と、この上位計画で憩いの場とか総合公園と書いてある中でやる議論というのは、我々、今日集められた都計審の委員にとってもハードな話ですよ。だから何をもって上位計画としているのか、上位計画とわざわざここに出すんだったら、出した意義は何なのか、神戸市長なり、我々の方針と遊離はないものなんだから、その辺のところを上手にもうちょっと説明できるように検討していただきたいと思います。以上です。

○森本委員

先ほど岡田委員からも出ましたが、ちょっといろんな上位計画が出てて、先ほど言われて、全部調べたわけじゃないですけども、大規模公園ビジョンでは、リノベーション計画の検討・立案ということで、王子公園と須磨海浜公園が出ています。須磨海浜公園は、皆さんご存じかと思えますけども、神戸市立の須磨水族園を廃止して民間がシャチを呼んでくる水族園とホテル等をメインとしたインバウンド、外国人に来てもらうような施設検討

が始まっています。その横に王子公園の検討というのが書かれていて、王子公園の再整備のときに民営化するんじゃないかという議論もあったのは、そこを見たからかもしれません。

その中に、特筆すべき資源というのが各公園にありますということで、王子公園は結構たくさんありまして、コアラ等の人気動物が見られる動物園、様々な競技ができる運動施設、神戸登山研修所、夜桜通り抜け、神戸文学館、関西学院大学発祥の地と、あと旧ハンター住宅というふうに書かれていて、歴史的・文化的に価値の高い施設がというふうに書かれているにもかかわらず、旧ハンター邸は移転だし、様々な競技ができる運動施設はそれこそ廃止・縮小、登山研修所は移転でしょう、そういうふうに言えば、上位にあるビジョンにも合っていないような計画を、市長が大学誘致だと言ったものだから、もう歪められているというふうにしか思えないんです。だからそこはやっぱり検討していただきたいと思います。

議員の委員の方が結構これまでの審議会でもしゃべってるんですけど、学識経験者の皆さんもちょっといろいろと検討しておられると思うので、発言をお願いしたいなど、これは要望です。

○小谷会長

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

○小谷会長

それでは、ほかにご意見がないようですので、議案についてお諮りいたします。

第1号議案、神戸国際港都建設計画駐車場の変更について、神戸市決定です。

お諮りいたします。第1号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小谷会長

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○小谷会長

賛成多数でございます。よって、第1号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

第2号議案、神戸国際港都建設計画公園の変更について、神戸市決定であります。
第2号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小谷会長

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○小谷会長

賛成多数でございます。よって、第2号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

第3号議案、神戸国際港都建設計画地区計画の決定について、神戸市決定であります。
第3号議案について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小谷会長

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○小谷会長

賛成多数でございます。よって、第3号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

ここで、審議が長時間になりましたので休憩をいたします。

(午後4時20分休憩)

(午後4時28分再開)

○小谷会長

おそろいですので再開いたします。

続きまして、第4号議案について説明を受けたいと思います。

事務局、お願いいたします。

○大和都市計画課長

事務局、都市計画課でございます。引き続き着座にてご説明いたします。

第4号議案、神戸国際港都建設計画地区計画北鈴蘭台駅西地区地区計画の変更について、神戸市決定です。

第3号議案からの繰り返しになりますが、地区計画とは、それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境を整備・開発・保全するために定めることができる地区単位の都市計画です。目標や方針のほか、「地区施設」の配置・規模や、建築物の用途や形態等のルールを詳しく定める「地区整備計画」で構成されます。なお、「地区施設」とは、その地区に必要な道路や公園などの公共空地等のことを指します。

続いて、北鈴蘭台駅西地区の概要についてご説明します。

議案（計画図）は5ページをお開きください。併せて前面スクリーンをご覧ください。

こちらは位置図です。北鈴蘭台駅西地区は、神戸電鉄有馬線北鈴蘭台駅の西側に位置する、面積約18.9ヘクタールの地区です。

航空写真です。この地区はもともと昭和40年代に開発された公営の大規模住宅団地で、建物の老朽化による建て替えに合わせた再整備が進められています。

この地区の大部分を占める市営桜の宮住宅については、2010年に「第2次市営住宅マネジメント計画」において建て替えを行う方針が示されました。2014年には、まちづくりの目標像や土地利用などの基本的な考え方をまとめた「市営桜の宮住宅建替事業基本方針」を策定し、「若い人からお年寄りまで、いきいきと住めるまち」、「環境に配慮したゆとりとうるおいのあるまち」、「誰もが安心・安全に暮らせるまち」という目標像を掲げています。

この目標像の実現に向けて、にぎわいの創出や良好な住宅市街地を形成し、また、将来にわたり担保するため、2018年に「北鈴蘭台駅西地区地区計画」を定めました。

主に「市営桜の宮住宅建替事業」により、段階的に建て替え及びその余剰地の整備等が進められており、明石神戸宝塚線より南側を事業用地とする第1期事業、こちらは既に完了し、現在は同線より北側を事業用地とする2期事業が進行中です。

このたび、整備事業の進捗に伴い、同地区計画を変更します。

続いて、計画図についてです。議案（計画図）は6ページをお開きください。併せて前面スクリーンをご覧ください。

地区計画の区域を赤色の実線で示しています。そのうち、地区整備計画を定める区域を紫色の破線で示しており、緑色・黄色・水色・赤色・橙色の色分けのとおり、地区の細区分を定めます。また、凡例のとおり、地区施設を定めます。

変更前後の比較です。左が現行の計画図、右が変更案の計画図です。地区計画の区域は、既決定のまま変更はありません。

今回の変更では、地区整備計画の区域を拡大します。地区計画の区域の中央部、左の図では白色で、右の図では着色されている区域が、新たに地区整備計画を定める区域です。

新たに地区整備計画を定める区域の細区分についてご説明します。

緑色で示す区域に「低層住宅地区」、黄色で示す区域に「中高層住宅地区」を定めます。これらは現行の地区整備計画に既に定められている細区分の区域を拡大するもので、方針及び制限については既決定の内容から変更はありません。

また、新たな細区分として、赤色で示す区域に「沿道利用地区」、橙色で示す区域に「生活支援地区」を定めます。

「市営桜の宮住宅建替事業」の2期事業の完成予想の鳥観図です。北鈴蘭台駅上空から北側を望んでいます。

同事業では、引き続き市営住宅用地として桜の宮住宅を建て替える「市営住宅ゾーン」のほか、余剰地活用として、事業者が戸建住宅地を整備する「一般住宅ゾーン」、住民の暮らしの充実に資する施設を整備する「沿道利用ゾーン」、桜の宮こども園・児童館を整備し、高齢者向け福祉施設の誘致を計画している「生活支援ゾーン」、今後、土地利用を検討していく「将来活用地ゾーン」に区分しています。

地区計画では、この各ゾーンの性質に合わせ、地区の細区分を定めます。新たな細区分である「沿道利用地区」と「生活支援地区」についてご説明します。

議案（計画図）は9ページから12ページをお開きください。併せて前面スクリーンをご覧ください。

まず「沿道利用地区」についてご説明します。同地区では、地域の魅力を向上させるため、幹線道路沿道ににぎわい施設や生活利便施設等の集積を図ることを土地利用の方針としています。そのため、建築物等については、用途に留意するほか、沿道利用地区内における一体的なにぎわいの空間の形成や、幹線道路からの景観に工夫して整備を行う方針とします。

「建築物等の用途の制限」としては、用途地域による制限に加えて、「住宅又は兼用住宅」、「共同住宅、寄宿舎または下宿」、「神社、寺院、教会その他これらに類するもの」、「公衆浴場」は建築してはならないものとします。

次に「生活支援地区」についてご説明します。同地区では、多世代間の交流を促進するため、保育所・児童館・高齢者向け福祉施設等を集積し、既存の地域福祉センターや北山公園と一体となって、子育て世代やお年寄りの生活支援の拠点の形成を図ることを土地利用の方針とします。そのため、建築物等については、用途に留意して整備を行う方針とします。

「建築物等の用途の制限」としては、用途地域による制限に加えて、「住宅又は兼用住宅」、「神社、寺院、教会その他これらに類するもの」、「公衆浴場」は建築してはならないものとします。

最後に、今回新たに定める地区施設についてご説明します。黒色の斜線ハッチングで示す「街区公園」として、「市営桜の宮住宅建替事業」に合わせて再整備した「北山公園」

を定めます。また、黒色の横線ハッチングで示す「広場」として、同じく「市営桜の宮住宅建替事業」に合わせて整備した、沿道利用地区内東端に位置する広場を定めます。

なお、地区施設の整備の方針は、既決定のまま変更ありません。

以上、第4号議案、北鈴蘭台駅西地区地区計画の変更について、2023年12月5日から12月19日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小谷会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問がございましたらお願いいたします。

○岡田委員

資料の中にも出ていますし、議案書の11ページにも書いてあるんですけども、例えば低層住宅地区であるとか、沿道利用地区であるとか生活支援地区に建ててはならないというもので「公衆浴場」と書いてあるんですが、改めて言うほどのことでもないんですが、建築基準法の第48条につながる別表第2では、第一種低層住居専用地域では、基本的には住居以外建ててはいけない。だけど、そうは言っても必要だからということで、建築基準法第48条の別表第2で、例えば公衆浴場であるとか、診療所であるとか、そういったものを建ててもいいですよとわざわざ記載している。建築基準法第48条は、第一種低層住居専用地域は住宅専用のもので、だけど、銭湯とかは要るだろうから、公衆浴場は建ててもいいですよと規定した。何で神戸市のほうで、いやそれでも法律にそう書いてあっても建ててはいけないと規定しているのか、その考えをお聞かせください。

○大和都市計画課長

委員ご指摘ございましたように、建築基準法第48条は用途について定められておりまして、第一種低層住居専用地域においては、公衆浴場についても建築可能となっております。

今回定めます都市計画における地区計画につきましては、冒頭の説明の中でも少し触れましたとおり、それぞれの地区の特性に応じて定める地区単位の都市計画というもので、建築物の用途や形態のルールというものを緩和したり、より規制を強化したりというようなことを行える制度でございます。

このたびの市営桜の宮住宅の建替事業の中で、今回設定しております地区につきましては、それぞれの特性を踏まえまして、例えば、沿道利用地区であれば、目標に掲げているような、地域のにぎわいに資するような施設ですとか、生活支援地区では、近隣住民の方々の生活の利便性向上に資するような施設というものを誘導したいという考えから、地区計画の制限として公衆浴場を制限するという内容として計画してございます。

○岡田委員

いや違う、低層住宅地区で公衆浴場を建ててはならないと書いてありますでしょう。それはなぜなんですかと聞いている。

○大和都市計画課長

今回、追加で定める低層住宅地区でございますけれども、こちらについても、建替事業に合わせて戸建住宅が整備されていく中で、基本的には戸建住宅の整備を誘導するという観点で、一定程度、不特定多数の集客が見込まれるような公衆浴場について制限を定めているというものでございます。

○岡田委員

今、新たな定義が登場しましたが、一定程度集客を見込める公衆浴場というのは何のことを指しますか。

○大和都市計画課長

定義というところまでではございませんけれども、一般的な住宅等と比べて、こうした公衆浴場というのが集客をするような施設ということで認識してございますので、今回、地区計画の制限の中で公衆浴場を制限対象として定めているというものでございます。

○岡田委員

じゃあ何で法律はわざわざ別表第2で住居系地域などにこうした公衆浴場、まさにお客さんを集めて経営するところなんですけど、わざわざこれに限っては建てていいですよと定義しているんですかね。

○大和都市計画課長

建築基準法上の定義となりますと、明確にこの都市計画審議会の場で個人的な解釈を申し上げるのはなじまないかなとは存じてございますが、法制定時の趣旨から踏まえれば、公衆浴場というのが、公衆衛生上必要な観点ということで低層系の住居専用地域でも立地できるものと法律は予定していたのではないかと考えてございます。

今回につきましては、この建替事業に合わせて、市営住宅におきましても、各戸に浴室が整備されるということですし、そういった公衆衛生上必要な公衆浴場というものの利用があまり想定されていないというところもございまして、今回、制限として定めた上で必要な用途を誘導したいということで、今回の制限内容としてございます。

○岡田委員

これ議事録に残るんだから、個人の意見を言ってもらっても困るわけですよ。

例えば、2023年2月13日に本会議で市長がどう発言されておられるのか。ほとんどのご家庭に自家風呂が普及しましたけれども、少数ながらお持ちでない方がいらっしゃいまして、そういう方々の入浴の機会というものをやはり考える必要がありますと、自家風呂があっても一人なので、いろんな事情からこれをためらう向きもあるというふうに聞いております。やはり浴槽の中で体を伸ばすことは、シニア世代の皆さんも含め、健康を確保するということを見れば有用です。またシニア世代の皆さんが家の中に閉じこもりきりになるのではなくて、銭湯に出かけて、銭湯の中で人々と触れ合うということも、これもやはりもっと幅広い意味での健康ということと考えれば、有用なことではないだろうか、そう

ということで神戸市は銭湯に対しまして、ボイラーの取替の助成など様々な支援を行ってきました。

何となく皆さん、健康局じゃなくても知ってると思うんですけど、今、銭湯の入浴料金が変わったんです。その値上げ分をわざわざ神戸市が税金から補填しとるんです。今、クーポンとかいろんなスマホのアプリを使ったら、子どもなんかは今、実質ただで入れる。ここまで銭湯を支援している市町村は全国にないんです。胸を張って言えるのは、神戸市が一番銭湯を支援している市なんです。

神戸市はこのたび市長のご発案というか方針で、第一種公衆浴場の指定を再開すると、銭湯を増やしていかないといけないということを強く打ち出して、いろいろちょっとハレーションありましたけど、結局そういうことになったんです。市長が一所懸命銭湯を増やそう、銭湯を増やそうと言ってるのに、足元の皆さんが、いやもうこれだけの人があったら、新しい家だから風呂があるから大丈夫だろうと、足元で皆さんが阻害してるから、全然市長の思いが進まないんだ。これだけ全国ナンバーワンの銭湯支援をしているのに、いつも言われるのは、いや銭湯は長田区、兵庫区、垂水区ぐらいしかありませんと、西区、北区には実は銭湯はないんです。これだけ市長が一所懸命銭湯というものの公益性、家で閉じこもって風呂に入るんじゃないで、ちょっとでも触れ合いが増えるような、行ったらいろんなクーポンがもらえたり、ちょっと交流があったりする、そういう目的でやってるわけですよ。

だけど皆さんがこうやってニュータウンができたらできたで、必ず公衆浴場を規制してるから建たないんです。明確に答えてください。何で低層住宅に公衆浴場を建ててはいけないのか、何か理由があるからやってるわけですよ。もう一度答えてください。

○大和都市計画課長

繰り返しになってしまいますけれども、地区計画としましては、特定の用途を誘導したいという観点から、こうした制限内容として定めてございます。

少し補足をしますと、公衆浴場として都市計画で用途を制限しない場合、いわゆる規模が大きいスーパー銭湯などの立地が可能となってしまいます。市営桜の宮住宅の建替事業含めて、今回の北鈴蘭台駅西地区の地区計画におきましては、沿道利用地区、生活支援地区ともに、そういった大規模な集客を見込むような施設、スーパー銭湯のような施設というものも望ましい用途としては考えていないというところでございまして、そういった観点も含めて、この公衆浴場の制限というものを定めてございます。

○岡田委員

じゃあ大規模な老人ホームはええんですか。大規模な公衆浴場は駄目で、何で大規模な老人ホームはええんでしょう。

○大和都市計画課長

大規模な老人ホームの是非についてでございますけれども、スーパー銭湯のようなもの

であれば、いわゆるかなりの広域的なところから集客が見込まれるような施設であって、周辺への交通上の問題ですとか、そういった負荷も大きいのではないかと考えてございます。ですので、こちらはもともと第一種中高層住居専用地域ですが、もともとの用途の制限の中でも、大規模な店舗等は制限対象になってございますので、その考え方と同様に、スーパー銭湯のように広域から多くの集客が見込まれるような施設というものはなじまないというふうに考えて、公衆浴場の制限をかけているというものでございます。

○岡田委員

建築基準法法令研究会という、国土交通省住宅局の中にある研究会が作成している建築基準法のコンメンタルがあるんですけど、その中でどう書いてあるかということ、スーパー銭湯は大規模な駐車場、宴会場を備えた大浴場であれば、規模、用途、使用状況等により、当該用途地域の環境を害するおそれのある施設内容であれば公衆浴場に該当しないと、だからこの建築基準法に公衆浴場と書いてあるけど、あまりにもひどいやつだったら、法律に書いてあってもやっぱり排除されるよねと、それは当然法律の趣旨からしてそうだねと書いてある。法律の段階でそうなるとるんです。

今あなたもまさに同じことおっしゃった。大規模なものだったら排除されますよ。だったらいいじゃない、大規模なものは自然と排除されるんだから。いわゆるおじいちゃん、おばあちゃんやってる、家族でやっているような小さい銭湯しか入れないんだったら、今、あなたが懸念している前提がそもそも成り立たない。何で老人ホームは大規模でも構わない、老人ホームはこの近隣からしか来ないんですか。今回のこの銭湯の規制について健康局とちゃんと話し合いましたか。

あんまり言い過ぎてもあれなんでもうやめにします。そもそも、公衆浴場の規制の歴史があって、その名残が若干残っている部分もあるので、都市局は多分、その慣習でやっているんだと思います。だけど、先ほど紹介したとおり、市長は、銭湯というもののコミュニティ形成機能というか、地域の中での憩いの場となり得る銭湯の機能に大変注目されておられるし、今日の説明の中でも、本来のこの計画の目的が、例えば、この地域の中で世代を超えて、子育て世代やお年寄りの方々が交流をして、多世代間の交流促進であるとか、そうしたことを土地利用なりのモットーとしていただいているんだったら、わざわざ公衆浴場だけ規制するというのを今後続けるんじゃなくて、いつかやっぱり見直していただきたい。今回はもうそういう流れできてるからしょうがないんでしょうけど、さっき王子公園のことで、結局、むなしく帰って行った人たちは、多分、今の私みたいな気持ちになったんだと思いますよ。全然説明になってない、全然納得がいけない説明になっているので、ちょっとこれまでの方針の見直しも含めて、なぜ公衆浴場を規制し続けているのかというのを考え直してもらいたい。以上です。

○大和都市計画課長

ご指摘ありがとうございます。もちろん委員ご指摘のとおり、公衆浴場の効果というも

のは非常に重要なものであると考えてございますので、今後の地区計画を策定していく中で、ご指摘の点、しっかり受け止めたいと思います。

○小谷会長

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

○森田委員

私から、生活支援地区についての質問なんですけれども、現場を私も先日見させていただいているんですけれども、福祉施設の用地については、今、更地になっていました。こども園とか学童施設、それから北山公園、ここは既に整備されているんです。

実は北山公園の南側だけ、ここはずっと車道が急な坂道になっているんですけれども、その坂道に沿って北山公園の南側だけ車道側に公園の出入口まで歩道が整備されているんですけれども、その先にあるこども園だとか、これから整備されようとする福祉施設だとか、そういうところには歩道がきちんと整備されてなくて、結局途中で途切れているわけです。坂道でありますし、こども園ももうすぐ前がこの危険な坂道の車道になっているというのを目の当たりにしてきまして、またその車道の反対側というのには全く歩道がないんです。ですから、道路そのものはきれいに整備されてるんですけれども、これは非常に危ないのではないのかなと見たんですけれども、この辺についてはどのように検討されてきたんでしょうか。

○田中住宅整備課部長

こども園の南側の歩道のご質問かと思います。

ご指摘いただきましたこども園と、その隣の北山公園につきましては、公園内の通路になってございます。

事業上は特に歩道を改めて設けるということは予定しておりませんでしたけれども、公園整備の中で一定利用しやすいよう歩道上に通路を設けると聞いております。

○森田委員

歩道上に通路を設けるという意味がよく分からないんですけれども、私が気になってるのは結構広い車道、急な坂道なんですけれども、その坂道に沿って両脇に全く歩道がないと、確かに公園は歩道から向こう側に抜けられるような、そういう状況にはなってるんですけれども、その道路沿いに歩道がないことは危ないと、危険だというふうに認識しているんですけれども、この点についてどうですかとお尋ねしているんですが、ちょっと説明が通じていないんでしょうか。

○田中住宅整備課部長

整備計画上は、その部分には歩道は予定をしておりません。

○森田委員

それは危なくないですかと、何か対応策をとる必要があるんじゃないですかということをお尋ねしてはいるんですが、それを求めているんですが。

○田中住宅整備課部長

現状、歩道を再度整備するのは非常に難しゅうございますので、通園等の状況を見ながら、何らかの形、当然、警察であるとか、あるいは道路管理者と協議しながら安全対策については、引き続き検討してまいりたいと思います。

○森田委員

本当にぜひその点については対応していただきたいんです。

それで同時に、北山公園なんですけども、公園のちょうど低層住宅地区のほうに向かって法面があるんです。その法面の下が、歩道があって車道があるという状況になっているんですけども、そののり面のところが崩れていまして、土がどんどん、どんどん落ちてきてるといような状況になっていました。

歩道に土が大雨で崩れ込んだことがあったということで、今、地域の方々がそこに土のうを積み上げて、土が崩れてこないように何とか防いでいたという状況があったそうなんですけれども、今は土のうは外されているんですが、その代わりに、30センチほどの、土砂が流れない程度の柵が歩道沿いにあるんです。それだったら、いつまた上から崩れてきたら道路まで土砂が流れ込むか分からないという、大変不十分な対応になっているんです。これについても早急に何らかの対応をしなきゃならないような状況だと思うんです。ましてや、最近はよく雨が降ったりとか、いろんなことが続いていますので、この辺について、どのように対応していくつもりなのか、お願いします。

○田中住宅整備課部長

北山公園については、公園管理者が管理する形になりますが、委員ご指摘のような状況があるということですので、改めて、その土砂がこぼれてこないようにどのように対応ができるかというのは、整備事業担当である我々と公園管理者で協議しながら、問題がないように対応してまいりたいと思います。

○森田委員

その点、早急に対応をお願いしたいと思います。

2点目なんですけれども、新しい市営住宅、本当に今どんどん建っておりますけれども、住民の皆さんは既に住んでおられますが、多くの方が高齢者で、毎日のように介護施設の送迎車が出入りしてるとお聞きしています。しかし、車を停める場所が今なくて困っているんだということもお聞きしました。年末年始、来客があるということで、じゃあどこに車を停めるんやというようなことがありまして、まだ整備されてない上の旧市営住宅の空いている駐車場に停めたらどないやと提案されたそうなんですけども、そこは遠いからということで、結局、車を停めることはなかったと聞いていますし、管理事業所もこのことについては認識しているんですけども、神戸市は市営住宅の来客用の駐車場は造らないと言われてるんだと言ってるんですけども、これ本当かどうか、そしてまた市としては、こういった地域住民の皆さんの声があるんだと、そういう実態があるんだということ、それ

を掴んでいるのかどうか、今後どうしていくんだということをちょっとお聞きしたいんですけれども。

(「都市計画と関係あるか」との声あり)

○小谷会長

事務局、お願いします。

○大和都市計画課長

今、委員の中から、地区計画に関係あるのかというご意見ございましたが、こちらも厳密に申し上げれば、今回の地区計画の内容ではないと認識してございます。ただ、都市計画に関連するものとして、誠実に対応させていただいているという姿勢を示す上で、事業部局のほうから事業内容について今ほどもご説明申し上げたというところでございます。

○森田委員

確かに今回の審議会の中ではということはあるかも知れませんが、ここに暮らす住民の人たちにとって、この計画そのものがどうなのかということは、やっぱりここでは問われていると思うんです。だからその点については改善をしてもらおうという立場でいてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○大和都市計画課長

繰り返しになりますけれども、地区計画の内容ではないとは存じ上げつつ、もちろん神戸市としましては、必要に応じて適切な対策を進めていくということが重要かと存じておりますので、ご意見として承りたいと思います。

○森田委員

はい、結構です。また目標に掲げていますし、まちづくりの目標像というここをしっかりと、これが実践で問われていると思いますので、現場がまずどうなっているのかということをお願いしたいと思います。

○小谷会長

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

○森本委員

一つは、沿道利用地区と生活支援地区の違いは、共同住宅、寄宿舍または下宿というのを沿道利用地区は作ってはならない、建築してはならないということになっています。

それで、生活支援地区で保育所、児童館、高齢者向け福祉施設等と書いてありますけれども、保育所できてますし、児童館できてます。先ほど森田委員も言ったように、空き地は高齢者向け福祉施設等となっていますが、この違いは何なんですか。

○大和都市計画課長

生活支援地区のほうで、共同住宅等の制限がなされていない理由という理解でよろしいでしょうか。

こちら、生活支援地区に立地を想定する一つの候補としては、いわゆる共同住宅と見ら

れるような建築物、例えば、サービス付高齢者向け住宅ですとか、そういったものが立地する可能性ということを勘案しまして、制限の内容に違いを設けているというものでございます。

○森本委員

そういう点で言えば、例えば、有料老人ホーム、高齢者向け住宅、サ高住、認知症のグループホームはオーケーだというか、共同住宅だったらいい、もしくは、例えば特別養護老人ホームや介護老人保健施設、軽費老人ホーム等もいけるのかどうなのか、この基準でどうですか。

○大和都市計画課長

先ほど岡田委員からのご指摘もあったものと関連しますが、建築基準法の制限の中で、それがどういう建築物として見られるかという、基準法の手続の中で実態に合わせてその建築物が判断されますので、一概にこれが該当するということは申し上げるのは難しいかなと考えています。

○森本委員

いや、難しいと言いつつ規制するんだから、それをしっかりしておかないと、住民から反対を受けるものが造られる可能性だってあると思いますので、そこはご検討いただきたいと思います。

それからもう一つは、今回、地区計画の変更で、沿道利用地区、生活支援地区と区域拡大で低層住宅地区と分けられてるんですけど、もう既にものがあるというのは、この審議会で何を決定せえと言ってるのか、ちょっとよく分からないんです。例えば生活支援地区は、先ほど言ったように、公園はできてます。ちょっと危ないというか、土砂が流れる公園ですけど。保育所、児童館はこども園が対応してて、地域福祉センターはそのまま置いて、高齢者福祉施設用地というのが残っています。それから、沿道利用地区も、コンビニと、駐車場は今、建築中というか地ならし中で、そこにJA関連ですか、産直のやつも3月末にオープンするということになってるんですけど、それを今、都市計画審議会で決定するのは、何かおかしいんじゃないか。もうものが建ってから、いやここはこういうものいいですよと、先ほど言ったように銭湯を造ってもいいんじゃないかとか、その他の制限を緩和するか、強化するか、いろいろご意見を述べて決めるのが、審議会としては一番いいんじゃないかと思ってるんですけど、その点はいかがでしょう。

○大和都市計画課長

都市計画、地区計画決定の時期に関するご質問と理解しております。

地区計画を定める理由といたしますか、目的としましては、今後のまちづくりにおいて、そのまちの今後の都市整備の方向性を担保するという観点で定めるものです。

今回、桜の宮住宅の建替事業が順次進んでおりまして、現状、今の都市計画の制限内容であれば建てられるものが建っているという状況でございます。

今後、整備が進んできた中で、矛盾せず成立するものが現在建っており、将来にわたってこの機能をしっかり誘導して担保していくために必要な制限をかけるという点で、地区計画の内容が妥当であるかをご審議いただきたく、付議しているものでございます。

○森本委員

本当にそれでいいのかなというのが、思いです。何にもないところで、ここに何か必要かと、地区計画を立てるときに、駅前の近所の沿道だから、にぎわいの商店とか、今いろいろ決めるのがいいのかなと思ったりするので。

例えば、1期工事は今回の指定外ですけど、先ほど森田委員が言ったように1期工事では歩道幅員3メートルとか2メートル取ってる歩道がちゃんとできてるわけです。沿道にもかかわらず、今回、議論する生活支援地区には、こども園、児童館があるのに、公園のところには歩道はついてるけど、そこから切れて歩道がなくなる、向こうにも歩道がないということが起きているわけです。

だからそれは、地区計画でいろいろ決めるとか、いろいろ計画立てるといってもいいんですけど、それはやっぱり地域の利便性考えて、生活支援施設のところに歩道をつけられるように、元から計画をしておけば、歩道つけて、こども園が入る、高齢者施設が入る、公園にも行けるといのが、実際できたと思うんです。それを最初からどんどん、どんどん建てられるんやいうて、詰め込んでから地区計画を変更するんだっていうのはいかななものかなと思います。

もう一つは、今度の低層住宅地区のところに標識が設置されていまして、低層住宅は長谷工が地上2階90戸を割り振りしてある図が載ってました。標識の設置日が令和元年10月9日、開発事業承認日が令和2年11月10日、開発許可日も同じく令和2年11月10日になってるんです。今、令和6年だから、前から計画が決まってて、業者のほうはそれこそ沿道に駐車場が50台できるとかそういう絵図も示してやってるのに、何で都市計画審議会は、今頃こういうことを決めないといけないのかっていうのはもう不思議ではないんですけど、その点いかがでしょう。

○大和都市計画課長

地区計画として定めるタイミングが今となっているのは、委員ご指摘があった低層住宅地区だけでなく、市営桜の宮住宅建替事業の2期事業一体として地区計画を定めるべきだと考えているためです。

生活支援地区や沿道利用地区、他の地区でどのような土地利用が想定されるのかという点を事業部局で検討しまして、その方向性が定まったのがこのタイミングであり、今のまちの形を将来的にも担保するという目的で、付議させていただいているものでございます。

○森本委員

もう終わりにしますが、決まった物が建ってからそれを付議するなんていうのはおかしいと思いますよ。沿道利用地区だって、産直が3月にオープンして、駐車場は50台で、

議員への事前説明では50台では少ないんじゃないかという意見が出て、その後、隣のコンビニはもう大分前から営業しているという、それで地区計画をこのように変更するんだというのはいかななものかと要望だけしておきます。

○小谷会長

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

(質疑なし)

○小谷会長

それでは、ほかにご意見がないようですので、議案についてお諮りいたします。
第4号議案、神戸国際港都建設計画地区計画の変更について、神戸市決定です。
原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「反対です」の声あり)

○小谷会長

それでは改めてお諮りいたします。
第4号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小谷会長

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○小谷会長

賛成多数でございます。よって、第4号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。長時間にわたりまして熱心なご議論いただきましてありがとうございます。

これもちまして閉会いたします。